

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

### 条例

○埼玉県地域振興センター設置条例 (政策総務課) 二

○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 三

○知事の期末手当の特例に関する条例 (人事課) 一三

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 一三

○埼玉県設置条例の一部を改正する条例 (行政管理課) 一三

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地方分権支援課) 一三

○埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (企業・総務課) 二六

○埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例 (経営管理課)

○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課) 二七

○埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課) 三三

○技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 三三

○学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (教委・総務課) 三三

○学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 三四

○学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 三五

○学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則 (教職員課) 三六

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課) 三八

○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 三八

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 三八

○住居手当に関する規則等の一部を改正する規則 (人事課) 三九

○技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する訓令 (人事課) 四〇

○埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程 (企業・総務課) 四四

○埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 四七

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 五五

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 五六

○生活保護法による指定医療機関及び指定医療機関 (社会福祉課) 五七

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 五八

○生活保護法による指定医療機関の辞退の届出 (社会福祉課) 五八

○生活保護法による介護機関の指定 (社会福祉課) 五九

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課) 六一

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (社会福祉課) 六一

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) 六一

及び指定施術者の変更の届出 (社会福祉課)

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 五七

○生活保護法による指定医療機関の辞退の届出 (社会福祉課) 五八

○生活保護法による介護機関の指定 (社会福祉課) 五九

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課) 六一

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (社会福祉課) 六一

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) 六一

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 六三

○新江川土地改良区の役員就任届 (加須農林) 六四

○羽尾表前土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業(区画整理事業)計画書及び定款の写しの縦覧 (農村整備課) 六五

○土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課) 六五

○越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七〇

○春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七〇

○羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七〇

係る図書の写しの縦覧

(都市計画課) 七二

○上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の認可  
(市街地整備課) 七二

○開発行為に関する工事の完了公告  
(建築指導課) 七二

○ " " (飯能県土) 七二

○ " " (東松山県土) 七二

○ " " ( " " ) 七二

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 七二

○県道次木杉戸線の区域の変更 (杉戸県土) 七二

○公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等 ( " " ) 七二

○WTOに基づく一般競争入札の中止の公告 (経営管理課) 七三

本号で公布された  
条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第六十九号)(地方分権支援課)

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び春日部市の特例市への移行に伴う規定の整

備等をするための改正

二 内容

- 1 新たに移譲を行う事務(三事務)
- 2 処理する市町村が拡大する事務(三十五事務)
- 3 春日部市の特例市への移行に伴う規定の整備
- 4 法改正に伴う規定の整備等

三 施行期日

平成二十年四月一日  
ただし、二四については公布の日

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第七十一号)(経営管理課)

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴って育児短時間勤務制度を導入するに当たり、県の一般職員及び国家公務員に準じ、病院事業企業職員の給与の基準を改定するための改正。

二 内容

育児短時間勤務制度で採用される短時間勤務職員について、諸手当の支給についての適用除外に関する部分を追加するため改正する。

三 施行期日

平成二十年四月一日

# 条例

埼玉県地域振興センター設置条例をここに公布する。  
平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十四号

埼玉県地域振興センター設置条例  
(設置)

第一条 地域振興の推進に関する事務、県民生活の支援に関する事務並びに商工及び労働に関する事務を行うため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、地域振興センターを設置する。  
(名称、位置及び所管区域)

第二条 地域振興センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
埼玉県南部地域振興センター	川口市	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
埼玉県南西部地域振興センター	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町
埼玉県東部地域振興センター	春日部市	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡のうち松伏町
埼玉県中央地域振興センター	上尾市	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
埼玉県川越比企地域振興センター	川越市	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡(三芳町を除く)、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県西部地域振興センター	所沢市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市

埼玉県利根地域 振興センター	行田市	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市 北埼玉郡 南埼玉郡 北葛飾郡(松伏町を除く。)
埼玉県北部地域 振興センター	熊谷市	熊谷市、本庄市、深谷市 児玉郡 大里郡
埼玉県秩父地域 振興センター	秩父市	秩父市 秩父郡(東秩父村を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(埼玉県産業労働センター設置条例の廃止)

2 埼玉県産業労働センター設置条例(平成十一年埼玉県条例第二十号)は、廃止する。

職員(育児休業等)に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第六十五号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第六条の二、第七条及び第九条」を「(育児休業法第十二条及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項(育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条及び第十五条(これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項」に改める。

第二条第四号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改め、同条第六号

中「のほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、「による」を「により」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したと。

第三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の埼玉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第十一条中「第五条の」を「第十四条の」に、「第九条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十条の見出しを「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」に改め、同条を第三十二条とする。

第九条中「、一日を通じて二時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第十三条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第十五条に規定する特別休暇(生後一年六月に達しない生児を育てる場合に限る。))の承認を受けている職員については、二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の状態、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第三十一条とする。

2 職員の勤務時間条例第十三条又は学校職員の勤務時間条例第十五条に規定する特別休暇(埼玉県人事委員会規則で定める年齢に達しない子を育てる場合の

ものに限る。)の承認を受けている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業を」を「職員が部分休業により養育」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十条とする。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第九条とし、同条の次に次の二十条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことに伴って当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された

後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができず状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の埼玉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。)第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)第五条第一項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き埼玉県人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が埼玉県人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

<p>第四条第四項</p>	<p>決定する</p>	<p>一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。                  二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。                  （育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）                  第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、埼玉県人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに「行うもの」とする。                  （育児短時間勤務の承認の取消事由）                  第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。                  一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができるとなったとき。                  二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。                  三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。                  （育児短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）                  第十五条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第四条第四項</p>	<p>とする</p>	<p>に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする</p>
<p>決定するものとし、その者の給料月額を、その者の受ける号給に応</p>		

<p>第十九条第四項</p>	<p>給料</p>	<p>支給する</p>
<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>	<p>支給する</p>	<p>第十四条第一項                  第十四条第二項第二号                  第四条第五項及び第七項                  再任用短時間勤務職員                  決定する                  とする                  決定するものとし、その者の給料月額を、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする                  に、算出率を乗じて得た額とする                  地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）                  支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>

第十九条第五項及び第十九条の第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十九条第五項及び第十九条の第四項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第十九条第六項及び第十九条の第五項	委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して委員会規則

(育児短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例)  
 第十六条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第六条第四項及び第六項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第六条第十一項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第九条の五第二項第二号	再任用短時間勤務学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(以下「育児短時間勤務学校職員」という。)
第十条の四第二項	職員の給与に関する条例	職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第十五条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例
第十二条の二第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額

第十二条の二第五項及び第十二条の五第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十二条の二第六項	教育委員会規則	育児短時間勤務学校職員の勤務時間を考慮して教育委員会規則

(育児短時間勤務職員についての職員の特例)  
 第十七条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特例勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次項において「再任用短時間勤務職員」という。)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する職員(次項において「育児短時間勤務職員」という。)
第二十四条第二項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第二条第三項	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
第二条第二項	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員

(育児短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)  
 第十八条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の特殊勤務手当に

関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員
第三条第三項	第三条第二項	

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第十九条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
--------	------	--

第五条第四項

相当する額	相当する額に算出率を乗じて得た額
四級特号給の額	四級特号給の額に算出率を乗じて得た額
については、月曜日から金曜日までの五日間	については、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日以外の日
勤務時間条例第三条第二項	同条第二項ただし書
八時間の	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従った

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員採用等に関する条例の特例)

第二十条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)が適用される者については同条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)が適用される者については同条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数
--------	------	--

第四條第三項	相当する額と	(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)  
 第二十一条 職員の退職手当に関する条例第七条の四第一項及び第八条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第七条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第八条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。  
 (育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情)

第二十二条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。  
 一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができな  
 いこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第二十三条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての職員の給与条例等の特例)

第二十四条 第十五条から第二十一条までの規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務に係る職員の給与等について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第二十五条 第六条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。  
 (短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)

第二十六条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第四項	とする	に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第四条第四項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例が適用される者にあつては勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員勤務時間条例が適用される者にあつては学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第四条第五項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第十条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)
第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののう



<p>第十九条の七第三項</p>	<p>第七条の三から 第九条まで、第 九条の三から第 九条の五まで、 第十一条、第十 二条の二及び第 十二条の三</p>	<p>ち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>
<p>第二十条第一項</p>	<p>再任用職員 再任用短時間勤務職員</p>	<p>短時間勤務職員 短時間勤務職員</p>
<p>（短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例） 第二十七条 短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第六条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第六条第四項及び第六項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>

<p>第九条の五第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務学校職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務学校職員」という。）</p>
<p>第十条の四第二項</p>	<p>職員の給与に関する条例</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第二十六条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例</p>
<p>第十二条の十一</p>	<p>第九条、第九条の三、第九条の六、第九条の七、第十条の二及び第十条の三</p>	<p>第九条、第九条の六及び第九条の七</p>
<p>第二十四条第一項</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項において</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（次項において「短時間勤務職員」という。）</p>
<p>（短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例） 第二十八条 短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		

		「再任用短時間勤務職員」という。
第二十四条第二項	再任用短時間勤務職員	第二十四条第四項
第二十四条第三項	再任用短時間勤務職員	第二十四条第四項
第二十四条第四項	再任用短時間勤務職員	第二十四条第四項

(短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)  
 第二十九条 短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項に規定する短時間勤務職員
第三条第三項	第三条第四項	第三条第四項

第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「は、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「おいて、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に、「又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として埼玉県人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの

日」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六条とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第十条七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第三条第一項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同条第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」

を「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第四条第二項本文中「再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上」の「週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）を加え、」再任用短時間勤務職員等を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）」を加える。

第十一条第一項ただし書中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項」を「若しくは育児休業法第六條第一項第二号」に改め、「係る職員」の下に「又は任期を定めて採用される常勤の職員（委員会規則で定めるものに限る。）」を加え、同項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十七条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十八條の五第一項」を「第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八條の五第一項」に、「占める学校職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第一項」に、「埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 育児休業法第十八條第一項の規定により採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内

で、県教育委員会が定める。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定める。

第四条第一項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同条第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第五条第二項本文中「再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上」の「週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）を加え、」再任用短時間勤務職員等を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）」を加える。

第十三條第一項ただし書中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項又は」を「育児休業法第六條第一項第二号若しくは」に改め、「係る学校職員」の下に「又は任期を定めて採用される常勤の学校職員（県

教育委員会規則で定めるものに限る。)を加え、同項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置  
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)  
第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(次項において「改正後の育児休業条例」という。)第八条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年八月一日前から育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

## (職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

## (学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「地方公務員法」を「再任用学校職員で地方公務員法」に、「占める学校職員」を「占めるもの」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

## (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 6 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用

された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

## (学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 7 学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

知事の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十六号

## 知事の期末手当の特例に関する条例

知事の期末手当の額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の二十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日に知事の職にある者について適用する。(この条例の失効)
- 2 この条例は、平成二十三年八月三十日限り、その効力を失う。

## (給料月額に関する特例措置)

- 3 平成二十年一月から同年三月までの知事の給料月額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第一条第一項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から平成十九年十二月の知事の期末手当の額に百分の二十を乗じて得た額の三分の一に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十七号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に改める。

第九条第三項中「扶養親族としての配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第九条の二第二項中「考慮して」の下に「埼玉県の区域及び当該区域外で」を加え、「当該地域に近接する」を「当該区域又は当該地域に近接する」に、「当該地域に準ずる」を「当該区域又は当該地域に準ずる」に改め、同条第二項中「地域手当の級地の」を削り、同項各号を次のように改める。

一 埼玉県の区域並びに前項の委員会規則で定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く。) 百分の七

二 委員会規則で定める地域及び公署 百分の十

第九条の二第三項を削る。

第九条の四第一項中「第九条の二第二項」を「埼玉県の区域若しくは第九条の二第一項」に、「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に、「在勤していた地域」を「在勤していた区域、地域」に改め、同条第二項中「第九条の二第一項」を「埼玉県の区域又は第九条の二第一項」に、「地域又は」を「地域若しくは」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600

205,100	265,600	311,300	158,300	218,600	258,600
206,300	266,900	312,900	159,700	220,400	260,500
207,500	268,200	314,500	162,300	222,400	262,400
208,700	269,500	316,100	164,900	224,400	264,300
			167,500	226,400	266,200
210,000	270,600	317,800	170,200	228,300	268,200
211,100	271,900	319,400	171,900	230,200	270,100
212,200	273,200	321,000	173,600	232,100	272,000
213,300	274,500	322,600	175,300	234,000	273,900
214,400	275,700	324,100	176,800	235,700	275,800
215,500	276,800	325,300	178,600	237,300	277,700
216,600	277,900	326,500	180,400	238,900	279,600
217,700	279,000	327,700	182,200	240,500	281,500
218,800	280,200	328,800	183,800	242,100	283,200
219,900	281,200	329,800	185,300	243,700	285,100
221,000	282,200	330,800	186,800	245,300	287,000
222,100	283,200	331,800	188,300	246,900	288,900
223,000	284,200	332,700	189,600	248,400	290,600
224,100	285,100	333,500	190,900	250,000	292,400
225,200	286,000	334,300	192,200	251,600	294,200
226,300	286,900	335,100	193,500	253,200	296,000
			194,900	254,600	297,900
			196,200	256,000	299,600
			197,500	257,400	301,300
			198,800	258,800	303,000
			200,000	260,100	304,700
			201,300	261,500	306,400
			202,600	262,900	308,100
			203,900	264,300	309,800

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900

218,600	279,000	327,700	182,400	239,500	279,600	136,700	187,600	224,800
			184,200	241,000	281,500	137,900	189,400	226,700
219,600	280,200	328,800				139,000	191,200	228,500
220,600	281,200	329,800	185,800	242,500	283,200			
221,600	282,200	330,800	187,300	244,000	285,100	140,100	192,800	230,200
222,600	283,200	331,800	188,800	245,500	287,000	141,200	194,600	232,100
			190,300	247,100	288,900	142,300	196,400	234,000
223,400	284,200	332,700				143,400	198,200	235,800
224,400	285,100	333,500	191,600	248,400	290,600			
225,400	286,000	334,300	192,900	250,000	292,400	144,500	200,000	237,700
226,500	286,900	335,100	194,200	251,600	294,200	145,900	201,800	239,600
			195,500	253,200	296,000	147,200	203,600	241,500
						148,500	205,400	243,400
			196,900	254,600	297,900			
			198,200	256,000	299,600	149,800	207,000	245,300
			199,500	257,400	301,300	151,300	208,900	247,200
			200,800	258,800	303,000	152,800	210,800	249,000
						154,400	212,700	250,800
			202,000	260,100	304,700			
			203,300	261,500	306,400	155,700	214,600	252,600
			204,600	262,900	308,100	157,200	216,500	254,600
			205,900	264,300	309,800	158,700	218,400	256,600
						160,200	220,300	258,600
			207,100	265,600	311,300			
			208,200	266,900	312,900	161,600	222,000	260,500
			209,300	268,200	314,500	164,300	223,900	262,400
			210,400	269,500	316,100	166,900	225,800	264,300
						169,500	227,700	266,200
			211,600	270,600	317,800			
			212,600	271,900	319,400	172,200	229,500	268,200
			213,600	273,200	321,000	173,900	231,300	270,100
			214,600	274,500	322,600	175,600	233,100	272,000
						177,300	234,900	273,900
			215,600	275,700	324,100			
			216,600	276,800	325,300	178,800	236,500	275,800
			217,600	277,900	326,500	180,600	238,000	277,700

に改める。

	192,500	210,700	234,100	273,000
	195,000	212,400	235,900	274,900
	196,800	214,200	237,400	277,000
	198,600	216,000	238,900	279,100
	200,400	217,800	240,400	281,200
	202,300	219,500	241,900	283,100
	204,100	221,200	243,600	285,300
	205,900	222,900	245,300	287,500
	207,700	224,600	247,000	289,700
	209,600	226,200	248,500	292,000
	211,400	228,000	250,100	294,000
	213,200	229,800	251,700	296,000
	215,000	231,600	253,300	298,000
	216,700	233,200	254,800	299,900
	218,400	234,800	256,400	301,800
	220,100	236,400	258,000	303,700
	221,800	238,000	259,600	305,600
	223,400	239,500	261,100	307,600
	225,200	241,100	262,700	309,500
	227,000	242,700	264,300	311,400
	228,800	244,300	265,900	313,300
	230,400	245,900	267,400	315,200
	231,900	247,500	269,200	317,100
	233,400	249,100	271,000	319,000
	234,900	250,700	272,800	320,900
	236,400	252,200	274,500	322,800
	237,800	253,800	276,200	324,700
	239,200	255,400	277,900	326,600
	240,600	257,000	279,600	328,500

別表第二中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400
185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000

166,600	183,200	210,200	249,300				
168,400	185,500	212,200	251,200	241,800	258,500	281,400	330,300
170,300	187,800	214,200	253,100	243,400	260,100	283,100	332,000
				245,000	261,700	284,800	333,700
172,000	190,000	216,300	254,800	246,600	263,300	286,500	335,400
173,700	192,600	218,100	256,700				
175,400	195,100	219,900	258,600	248,100	264,700	288,200	337,100
177,100	197,600	221,700	260,400	249,700	266,500	290,000	338,900
				251,300	268,300	291,800	340,700
179,000	200,000	223,600	262,100	252,900	270,100	293,600	342,500
181,100	201,800	225,500	263,700				
183,200	203,600	227,400	265,300	254,400	271,700	295,200	344,100
185,300	205,400	229,300	266,800	255,800	273,400	297,000	345,800
				257,200	275,100	298,800	347,500
187,500	207,300	231,000	268,300	258,600	276,800	300,600	349,200
189,900	209,200	232,800	270,200				
192,300	211,100	234,600	272,100	260,000	278,400	302,200	350,900
194,700	213,000	236,400	274,000	261,500	280,000	304,000	352,600
				263,000	281,600	305,800	354,300
197,200	214,700	238,200	275,700	264,500	283,200	307,600	356,000
199,000	216,500	239,700	277,600				
200,800	218,300	241,200	279,500				
202,600	220,100	242,700	281,400				
204,500	221,800	244,200	283,100				
206,300	223,500	245,800	285,300				
208,100	225,200	247,400	287,500				
209,900	226,900	249,000	289,700				
211,800	228,500	250,400	292,000				
213,600	230,300	251,800	294,000				
215,400	232,100	253,300	296,000				
217,200	233,900	254,800	298,000				
218,900	235,500	256,200	299,900				
220,600	237,100	257,700	301,800				

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400

264,700	283,200	307,600	356,000	222,300	238,700	259,200	303,700
				224,000	240,300	260,700	305,600
				225,600	241,800	262,100	307,600
				227,400	243,300	263,600	309,500
				229,200	244,800	265,100	311,400
				231,000	246,300	266,600	313,300
				232,600	247,800	268,000	315,200
				234,100	249,200	269,700	317,100
				235,600	250,700	271,400	319,000
				237,100	252,200	273,000	320,900
				238,600	253,600	274,500	322,800
				239,900	255,100	276,200	324,700
				241,200	256,600	277,900	326,600
				242,500	258,100	279,600	328,500
				243,600	259,500	281,400	330,300
				245,000	261,000	283,100	332,000
				246,500	262,500	284,800	333,700
				248,000	264,000	286,500	335,400
				249,400	265,300	288,200	337,100
				250,900	267,000	290,000	338,900
				252,400	268,700	291,800	340,700
				253,900	270,300	293,600	342,500
				255,300	271,700	295,200	344,100
				256,600	273,400	297,000	345,800
				257,900	275,100	298,800	347,500
				259,200	276,800	300,600	349,200
				260,500	278,400	302,200	350,900
				261,900	280,000	304,000	352,600
				263,300	281,600	305,800	354,300

に改める。

271,800	337,700
274,800	340,200
277,800	342,600
280,500	344,800
283,200	347,000
285,900	349,200
288,700	351,500
291,600	353,800
294,500	356,100
297,400	358,400
300,300	360,500
302,600	362,600
304,900	364,700
307,200	366,800
309,400	368,800
310,600	370,700
311,800	372,600
313,000	374,500

に改める。

給料月額	給料月額
円	円
204,600	265,400
206,800	268,500
209,000	271,600
211,200	274,700
213,300	277,800
215,500	280,600
217,700	283,400
219,900	286,100
222,200	288,900
224,600	291,800
227,000	294,700
229,400	297,600
231,700	300,400
234,100	303,000
236,500	305,600
238,900	308,200
241,100	310,700
244,200	313,500
247,300	316,300
250,400	319,100
253,500	321,700
256,600	324,500
259,700	327,300
262,800	330,100
265,800	332,700
268,800	335,200

248,000	319,100
251,100	321,700
254,200	324,500
257,300	327,300
260,400	330,100
263,400	332,700
266,500	335,200
269,600	337,700
272,700	340,200
275,800	342,600
278,600	344,800
281,400	347,000
284,200	349,200
287,100	351,500
290,100	353,800
293,100	356,100
296,100	358,400
299,100	360,500
301,500	362,600
303,900	364,700
306,300	366,800
308,600	368,800
310,000	370,700
311,400	372,600
312,800	374,500

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
202,200	263,500
204,400	266,600
206,600	269,700
208,800	272,800
210,900	275,900
213,100	278,800
215,300	281,700
217,500	284,600
219,800	287,600
222,200	290,600
224,600	293,600
227,000	296,600
229,300	299,600
231,700	302,400
234,100	305,200
236,500	308,000
238,700	310,700
241,800	313,500
244,900	316,300

別表第三中

136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400
150,100	210,700
151,600	212,900
153,500	215,300
155,400	217,700
157,400	220,100
159,200	222,400
161,300	225,300
163,500	228,200
165,600	231,100
167,800	233,800
170,200	236,600
172,500	239,400
174,800	242,200
176,900	245,100
179,000	247,800
181,100	250,500
183,200	253,200
185,200	256,000
187,000	258,400

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100

163,600	229,000
165,800	231,700
168,100	234,500
170,400	237,300
172,700	240,100
174,800	243,000
176,900	245,800
179,000	248,600
181,100	251,400
183,100	254,300
184,900	256,800
186,700	259,300
188,500	261,800
190,300	264,100
192,200	266,700
194,100	269,300
196,000	271,900
197,700	274,300
199,600	276,300
201,500	278,300
203,400	280,300
205,400	282,100
207,300	283,500
209,200	284,900
211,100	286,300
213,000	287,500
215,000	288,800
217,000	290,100
219,000	291,400

別表第四中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000
157,300	220,300
159,400	223,200
161,500	226,100



291,800	376,000	別表第五イの表中	243,100	306,500	188,800	260,800
295,500	378,800		244,500	307,600	190,600	263,200
299,200	381,600		245,900	308,700	192,400	265,400
302,900	384,400		247,300	309,800	194,300	267,900
306,700	387,300		248,700	310,900	196,200	270,400
310,600	389,900				198,100	272,900
314,500	392,500				199,800	275,200
318,400	395,100				201,700	277,100
322,100	397,500				203,600	279,000
325,100	399,800				205,500	280,900
328,100	402,100				207,500	282,600
331,100	404,400				209,400	283,900
334,200	406,800				211,300	285,200
336,800	408,900				213,200	286,500
339,400	411,000				215,100	287,500
342,000	413,100				217,100	288,800
				219,100	290,100	
				221,100	291,400	
				222,900	292,800	
				224,900	294,100	
				226,900	295,400	
				228,900	296,700	
				230,700	297,900	
				232,700	299,200	
				234,700	300,500	
				236,700	301,800	
				238,600	302,900	
				240,100	304,100	
				241,600	305,300	

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400

に改める。

別表第五ロの表中

める。

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500

255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600
266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300
312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900
339,800	411,000
342,200	413,100

に改

206,700	250,600	289,000	320,800	165,000	201,900	239,200	268,200
207,900	252,200	290,700	322,400	166,900	203,600	240,900	270,100
209,100	253,800	292,400	324,000	168,800	205,300	242,600	272,000
				170,700	207,000	244,300	273,900
210,300	255,400	293,900	325,500				
211,400	256,800	295,500	326,800	172,600	208,500	246,000	275,700
212,500	258,200	297,100	328,100	174,100	210,100	247,700	277,600
213,600	259,600	298,700	329,400	175,600	211,700	249,400	279,500
				177,100	213,300	251,100	281,400
214,700	260,900	300,100	330,500				
215,800	262,300	301,600	331,600	178,700	214,900	252,800	283,400
216,900	263,700	303,100	332,700	180,200	216,600	254,500	285,300
218,000	265,100	304,600	333,800	181,700	218,300	256,200	287,200
				183,200	220,000	257,900	289,100
219,100	266,300	306,200	334,700				
220,100	267,600	307,600	335,700	184,800	221,700	259,600	291,100
221,100	268,900	309,000	336,700	186,100	223,500	261,400	293,000
222,100	270,200	310,400	337,700	187,400	225,300	263,200	294,900
				188,700	227,100	265,000	296,800
223,200	271,300	311,700	338,500				
224,300	272,600	313,000	339,200	190,100	229,000	266,600	298,600
225,400	273,900	314,300	339,900	191,500	230,700	268,400	300,400
226,500	275,200	315,600	340,600	192,900	232,400	270,200	302,200
				194,300	234,100	272,000	304,000

を

1 級	2 級	3 級	4 級				
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
円	円	円	円				
140,300	178,200	213,600	241,900	195,500	235,900	273,700	305,700
141,700	179,800	215,200	243,500	196,800	237,600	275,400	307,400
143,100	181,400	216,800	245,100	198,100	239,300	277,100	309,100
				199,400	241,000	278,800	310,800
				200,600	242,600	280,500	312,600
				201,800	244,200	282,200	314,300
				203,000	245,800	283,900	316,000
				204,200	247,400	285,600	317,700
				205,500	249,000	287,300	319,200

192,100	230,300	266,600	298,600	144,500	183,000	218,400	246,700
193,500	231,900	268,400	300,400	145,700	184,500	220,000	248,300
194,900	233,500	270,200	302,200	147,500	186,100	221,700	249,900
196,300	235,100	272,000	304,000	149,200	187,700	223,400	251,500
				150,900	189,300	225,100	253,100
197,500	236,800	273,700	305,700				
198,800	238,400	275,400	307,400	152,600	190,900	226,800	254,700
200,100	240,000	277,100	309,100	154,300	192,600	228,600	256,300
201,400	241,600	278,800	310,800	156,000	194,300	230,400	257,800
				157,800	196,000	232,100	259,300
202,600	243,100	280,500	312,600				
203,800	244,600	282,200	314,300	159,300	197,600	233,900	260,800
205,000	246,100	283,900	316,000	161,200	199,200	235,500	262,700
206,200	247,600	285,600	317,700	163,200	200,800	237,100	264,600
				165,100	202,400	238,700	266,500
207,500	249,000	287,300	319,200				
208,600	250,600	289,000	320,800	167,000	204,000	240,300	268,200
209,700	252,200	290,700	322,400	168,900	205,700	241,900	270,100
210,800	253,800	292,400	324,000	170,800	207,400	243,500	272,000
				172,700	209,100	245,100	273,900
211,900	255,400	293,900	325,500				
212,900	256,800	295,500	326,800	174,600	210,600	246,700	275,700
213,900	258,200	297,100	328,100	176,100	212,200	248,300	277,600
214,900	259,600	298,700	329,400	177,600	213,800	249,800	279,500
				179,100	215,400	251,300	281,400
215,900	260,900	300,100	330,500				
216,900	262,300	301,600	331,600	180,700	217,000	252,800	283,400
217,900	263,700	303,100	332,700	182,200	218,600	254,500	285,300
218,900	265,100	304,600	333,800	183,700	220,200	256,200	287,200
				185,200	221,800	257,900	289,100
219,900	266,300	306,200	334,700				
220,800	267,600	307,600	335,700	186,800	223,400	259,600	291,100
221,700	268,900	309,000	336,700	188,100	225,100	261,400	293,000
222,600	270,200	310,400	337,700	189,400	226,800	263,200	294,900
				190,700	228,500	265,000	296,800

別表第五八の表中

223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

に改める。

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500

222,400	251,400	296,600	324,300	177,200	207,500	251,400	278,100
223,900	252,900	298,100	325,800	179,300	209,000	252,900	279,600
225,400	254,400	299,600	327,300	181,400	210,500	254,400	281,100
				183,500	212,000	255,900	282,600
226,700	255,900	301,000	328,600				
228,200	257,500	302,400	330,000	185,600	213,400	257,400	284,200
229,700	259,100	303,800	331,400	187,800	215,100	259,000	285,800
231,200	260,700	305,200	332,800	190,000	216,800	260,600	287,400
				192,200	218,500	262,200	289,000
232,600	262,400	306,700	334,300				
234,000	264,000	308,100	335,700	194,300	220,000	263,900	290,400
235,400	265,600	309,500	337,100	195,600	221,700	265,500	292,200
236,800	267,200	310,900	338,500	196,900	223,400	267,100	294,000
				198,200	225,100	268,700	295,800
238,300	268,800	312,300	339,700				
239,700	270,400	313,700	341,100	199,400	226,900	270,300	297,400
241,100	272,000	315,100	342,500	200,700	228,400	271,900	299,100
242,500	273,600	316,500	343,900	202,000	229,900	273,500	300,800
				203,300	231,400	275,100	302,500
243,900	275,200	317,700	345,100				
245,300	276,700	319,000	346,400	204,600	232,900	276,700	304,000
246,700	278,200	320,300	347,700	205,900	234,400	278,200	305,600
248,100	279,700	321,600	349,000	207,200	235,900	279,700	307,200
				208,500	237,400	281,200	308,800
249,400	281,300	322,900	350,200				
250,900	282,800	324,200	351,400	209,900	238,800	282,800	310,400
252,400	284,300	325,500	352,600	211,300	240,200	284,300	312,000
253,900	285,800	326,800	353,800	212,700	241,600	285,800	313,600
				214,100	243,000	287,300	315,200

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
220,900	249,900	295,100	322,800

215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800

201,600	229,200	270,300	297,400	円	円	円	円
202,900	230,700	271,900	299,100	153,300	180,500	229,300	254,700
204,200	232,200	273,500	300,800	154,700	182,600	231,100	255,900
205,500	233,700	275,100	302,500	156,200	184,700	232,900	257,200
				157,600	186,800	234,700	258,500
206,800	235,200	276,700	304,000				
208,100	236,600	278,200	305,600	159,000	188,900	236,300	259,800
209,400	238,000	279,700	307,200	160,500	191,300	237,800	261,200
210,700	239,400	281,200	308,800	162,000	193,600	239,300	262,600
				163,500	195,900	240,800	264,000
212,100	240,700	282,800	310,400				
213,500	242,000	284,300	312,000	164,800	198,300	242,200	265,500
214,900	243,300	285,800	313,600	166,500	199,700	243,600	266,900
216,300	244,600	287,300	315,200	168,100	201,100	245,000	268,500
				169,700	202,500	246,400	270,100
217,500	245,800	288,900	316,800				
218,900	247,100	290,500	318,300	171,200	203,900	247,700	271,700
220,300	248,400	292,100	319,800	173,200	205,400	249,000	273,300
221,700	249,700	293,700	321,300	175,200	206,900	250,300	274,900
				177,200	208,400	251,600	276,500
223,100	251,000	295,100	322,800				
224,600	252,400	296,600	324,300	179,400	209,800	252,800	278,100
226,100	253,800	298,100	325,800	181,500	211,300	254,200	279,600
227,600	255,200	299,600	327,300	183,600	212,800	255,600	281,100
				185,700	214,300	256,900	282,600
228,900	256,600	301,000	328,600				
230,300	258,100	302,400	330,000	187,800	215,700	258,200	284,200
231,700	259,500	303,800	331,400	190,000	217,400	259,600	285,800
233,100	260,900	305,200	332,800	192,200	219,100	261,000	287,400
				194,400	220,800	262,400	289,000
234,400	262,400	306,700	334,300				
235,700	264,000	308,100	335,700	196,500	222,300	263,900	290,400
237,000	265,600	309,500	337,100	197,800	224,000	265,500	292,200
238,300	267,200	310,900	338,500	199,100	225,700	267,100	294,000
				200,400	227,400	268,700	295,800

239,700	268,800	312,300	339,700
241,000	270,400	313,700	341,100
242,300	272,000	315,100	342,500
243,600	273,600	316,500	343,900
244,900	275,200	317,700	345,100
246,200	276,700	319,000	346,400
247,500	278,200	320,300	347,700
248,800	279,700	321,600	349,000
250,000	281,300	322,900	350,200
251,300	282,800	324,200	351,400
252,700	284,300	325,500	352,600
254,100	285,800	326,800	353,800

に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の四を次のように改める。

第九条の四 削除

第十一条第三項中「職員以外の地方公務員等」を「職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者(第十二条の三第二項において「職員以外の地方公務員等」という。)」に改める。

第十九条の四第二項中「任命権者が支給」を「職員に対して支給」に改め、「その者に属する」を削り、同項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第十九条の四第二項第一号の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例(次項、附則第五項から第七項まで及び第九項の規定において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。))第五条第二項の規定 平成十九年四月一日

二 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項第一号の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第十二項及び第十三項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定 平成十九年十二月一日

3 平成十九年四月一日(以下「改定日」という。)からこの条例の施行の日(附則第五項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(附則第五項及び第七項において「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。(改定日前の異動者の号給の調整)

4 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給

については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(地域手当に関する経過措置)

6 次の表の上欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、改定日から当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二第二項第一号	百分の七	百分の七を超えない範囲内で委員会規則で定める割合
第九条の三	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で委員会規則で定める割合

7 この条例の施行の際現に改正前の給与条例第九条の四第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の給与条例第九条の四第一項の規定の適用については、改定日から平成二十年三月三十一日までの間においては、同項中「埼玉県の区域若しくは第九条の第二項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第六十七号。以下この項において「平成十九年改正条例」という。))第一条の規定による改正前の第九条の二第二項」と、「その在勤する区域」とあるのは「その在勤する」と、「在勤していた区域」とあるのは「在勤していた」と、「同項各号」とあるのは「平成十九年改正条例第一条の規定による改正前の第九条の二第二項各号」とする。(扶養手当等の特例)

8 管理職手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一)別表第一の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職又はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして任命権者が定める職にある職員(以下「部長級職員」という。)に対する次の表の上欄に掲げる第一条の規定による改正後の給与条例の規定の適用については、改定日から当分の間(同表第十九条の四第二項第一号の項については、平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間)、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第三項	六千五百円（	六千円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、
第九条第三項	配偶者のないものが配偶者のない職員となつた	扶養親族としての配偶者のないものについて当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた
第十九条の四第二項第一号	百分の九十七・五	百分の九十二・五

9 部局長級職員及び埼玉県立大学の学長に対する次の表の上欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、附則第六項の規定にかかわらず、改定日から当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二第二項第一号	百分の七	百分の五
第九条の三	百分の十五	百分の十

10 部局長級職員に対する第二条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項第一号の規定の適用については、平成二十年四月一日から当分の間、同号中「百分の九十五」とあるのは、「百分の九十二・五」とする。

11 部局長級職員に対する改正後の任期付職員条例第六条第二項の規定の適用については、平成十九年十二月一日から当分の間、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百七十五」とする。

12 部局長級職員に対する改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定の適用については、平成十九年十二月一日から当分の間、これらの規定中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百七十五」とする。

(給与の内払)

13 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員採用等に関する条例又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与

条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

15 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。  
 附則第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項から第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

埼玉県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十八号

埼玉県設置条例の一部を改正する条例

埼玉県設置条例(昭和二十八年埼玉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一号及び第二号を次のように改める。

一 企画財政部

(一) 県の政策的総合的な企画立案及び調整に関する事項

(二) 議会に関する事項

(三) 県の予算に関する事項

(四) 県の組織に関する事項

(五) 地域の振興に関する事項

(六) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

二 総務部

(一) 職員に関する事項

(二) 県税、公有財産その他の財務に関する事項

(三) 統計、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 県民生活部

- (一) 県民自治の振興に関する事項
- (二) 広聴及び広報に関する事項
- (三) 県民文化の振興及び国際化の推進に関する事項
- (四) 男女共同参画の推進及び青少年の健全育成に関する事項
- (五) 消費生活、交通安全その他の県民生活の向上に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。  
(埼玉県特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 埼玉県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年埼玉県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総合政策部」を「総務部」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 3 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「総合政策部」を「総務部」に改める。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第六十九号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号市町村の欄中「越生町」の下に「滑川町」を、「鳩山町」の下に「ときがわ町」を加える。

別表第二項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に

「伊奈町」を加え、「嵐山町」を「滑川町、嵐山町、小川町」に改める。  
別表第五項市町村の欄中「所沢市」の下に「飯能市」を、「鶴ヶ島市」の下に「日高市」を、「ふじみ野市」の下に「伊奈町、三芳町」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄中「久喜市」の下に「八潮市」を加え、同項第二号市町村の欄中「杉戸町」の下に「松伏町」を加える。

別表第八項市町村の欄中「神川町」を「東秩父村、神川町、上里町」に改める。

別表第九項第二号事務の欄及び同表第十項第二号事務の欄中「第一条、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項」を「第三条、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項及び第九条第一項」に、「第六条第五項並びに第七条第一項」を「第九条第五項並びに第十条第一項」に改める。

別表第十三項第二号事務の欄4中「第四条第二項」を「第三条の三及び第四条第二項」に改め、同項第三号事務の欄5、13及び14中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に改め、同欄15中「第五条の六第一項」を「第五条の十一第一項」に改め、同欄16中「第五条の六第二項」を「第五条の十一第二項」に改め、同欄17中「第五条の七及び第五条の八」を「第五条の十二及び第五条の十三」に改め、同欄18中「第五条の九」を「第五条の十四」に改め、同項第四号事務の欄1中「第六十八条の二第二項において準用する」を「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される」に、「第六十八条に」を「第六十八条第一項に」に改め、同欄2中「第五条の七及び第五条の八」を「第五条の十二及び第五条の十三」に改め、同欄2中「第五条の十三」に改める。

別表第十四項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「伊奈町」を加える。

別表第十五項第三号市町村の欄中「久喜市」の下に「北本市」を、「越生町」の下に「滑川町」を、「鳩山町」の下に「ときがわ町」を、「皆野町」の下に「長瀨町」を加える。

別表第二十項市町村の欄中「所沢市」の下に「飯能市」を、「東松山市」の下に「鴻巣市」を、「志木市」の下に「和光市」を加え、「鶴ヶ島市」を「坂戸市、鶴ヶ島市、日高市」に改め、「伊奈町」の下に「滑川町」を加える。

別表第二十一項第二号事務の欄1中「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、「第六十八条の五の四第一項及び第二項、第六十八条の五の五」を「第六十八条の

五の二、第六十八条の五の五第一項及び第二項、第六十八条の五の六」に、「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改める。

別表第三十項第一号市町村の欄、同項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄並びに同表第三十五項市町村の欄中「所沢市」の下に、「春日部市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「川島町」を「滑川町、川島町、鳩山町」に改め、「神川町」の下に、「上里町」を加え、同項第二号市町村の欄中「川島町」を「滑川町、川島町、鳩山町」に改め、「東秩父村」の下に、「上里町」を加える。

別表第四十項市町村の欄中「春日部市」を削り、「鷺宮町」の下に、「杉戸町」を加える。

別表第四十一項市町村の欄中「熊谷市」の下に、「行田市、秩父市」を、「越生町」の下に、「滑川町」を、「鳩山町」の下に、「ときがわ町」を加える。

別表第四十四項第一号市町村の欄中「春日部市」を「本庄市」に改め、「騎西町」の下に、「杉戸町」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「春日部市」を削り、「騎西町」の下に、「杉戸町」を加える。

別表第四十五項市町村の欄中「東松山市」を「飯能市、東松山市、鴻巣市」に改め、「志木市」の下に、「和光市」を、「三郷市」の下に、「坂戸市」を、「越生町」の下に、「滑川町、小川町」を加える。

別表第四十七項市町村の欄中「八潮市」の下に、「富士見市」を、「越生町」の下に、「滑川町」を、「鳩山町」の下に、「ときがわ町」を加える。

別表中第百項を第百二項とし、第九十九項を第百一項とする。

別表第九十八項第八号市町村の欄中「狭山市」の下に、「草加市、朝霞市、志木市、和光市」を、「北本市」の下に、「三郷市、蓮田市」を、「伊奈町」の下に、「三芳町、越生町」を、「皆野町」の下に、「神川町、上里町、寄居町」を加え、同項を同表第百項とし、同表中第九十七項を第九十九項とし、第九十六項を削り、第九十五項を第九十八項とする。

別表第九十四項第二号市町村の欄中「行田市」、「春日部市」、「久喜市」、「幸手市」及び「栗橋町」を削り、同項を同表第九十七項とし、同表第八十八項から第九十三項までを三項ずつ繰り下げる。

別表第八十七項市町村の欄中「川島町」の下に、「鳩山町、上里町、北川辺町」を加え、同項を同表第九十項とし、同表中第八十六項を第八十九項とし、第八十五

項を第八十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 1 法第十二条第一項及び第二項の規定による届出の受理
- 2 法第十二条第三項の規定による命令
- 3 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、騎西町、北川辺町、大利根
---



別表第八十四項を同表第八十六項とする。  
 別表第八十三項第一号事務の欄13中「第七条第十項から第十三項まで」を「第七条第十一項から第十四項まで」に改め、同号市町村の欄を次のように改める。

各市町村

別表第八十三項第三号市町村の欄中「吉見町」の下に、「鳩山町」を、「神川町」の下に、「上里町、寄居町」を加え、同項を同表第八十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>85</p> <p>13 条例第九條第一項の規定による公表</p> <p>12 条例第八條第二項及び第十條第二項の規定による通知</p> <p>11 条例第八條第一項及び第十三條第二項の規定による指導及び助言</p> <p>10 条例第七條第二項ただし書及び第十條第一項の規定による認定</p> <p>9 法第十八條第二項の規定による期間の短縮</p> <p>8 法第十七條第七項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>7 法第十七條第六項の規定による措置及び公告</p> <p>6 法第十七條第四項の規定による期間の延長及び通知</p> <p>5 法第十七條第一項及び第五項の規定による命令</p> <p>4 法第十六條第六項の規定による協議</p> <p>3 法第十六條第五項の規定による通知の受理</p> <p>2 法第十六條第三項の規定による勧告</p> <p>1 法第十六條第一項及び第二項の規定による届出の受理</p>	<p>行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、</p>
---	---

町、宮代町、白岡町、菫蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町

- 14 条例第九條第二項の規定による意見の機会の付与
- 15 条例第十一條第二項の規定による意見の聴取
- 16 条例第十二條の規定による報告の徴収
- 17 1から16までに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

<p>二 条例附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号。以下この号において「旧条例」という。)及び旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 旧条例第十二條の規定による助言、指導及び要請</p> <p>2 旧条例第十三條の規定による届出及び通知の受理(大規模基準適用区域内の大規模行為に係るものに限る。)</p>	<p>川島町、横瀬町、皆野町、東秩父村、上里町、寄居町、騎西町、宮代町、白岡町、菫蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町</p> <p>熊谷市、草加市、越谷市、志木市、新座市、三郷市</p>
--	--

別表第八十二項市町村の欄中「狭山市」を「熊谷市、狭山市」に改め、同項を同表第八十三項とする。

別表第八十一項市町村の欄中「所沢市」の下に、「春日部市」を加え、同項を同表第八十二項とし、同表第七十六項から第八十項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第七十五項市町村の欄中「春日部市」を削り、同項を同表第七十六項とし、同表第七十四項を同表第七十五項とする。

別表第七十三項第一号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に、「伊奈町」を、「越生町」の下に、「滑川町」を、「上里町」の下に、「寄居町」を加え、同項第二号市町村の欄中「草加市」を「秩父市、東松山市、草加市、志木市、和光市」に改め、「新座市」の下に、「久喜市、北本市、日高市、伊奈町」を、「鳩山町」の下に、「上里町」を加え、同項を同表第七十四項とする。

別表第七十二項市町村の欄中「春日部市」を削り、同項を同表第七十三項とする。

別表第七十一項第一号市町村の欄中「春日部市」を削り、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「行田市」を「熊谷市、行田市」に改め、「春日

部市」を削り、同項第四号市町村の欄中「行田市」を「熊谷市、行田市」に、「新座市」を「和光市、新座市、八潮市」に改め、同項第五号市町村の欄中「行田市」を「熊谷市、行田市」に改め、「志木市」の下に、「和光市」を加え、同項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「行田市」を「熊谷市、行田市」に改め、「春日部市」を削り、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「所沢市」の下に、「春日部市」を加え、同項を同表第七十二項とし、同表第六十八項から第七十項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第六十七項事務の欄1中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同欄2中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同欄3中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同欄4中「第八十五条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同項市町村の欄中「小鹿野町」を「皆野町、小鹿野町、美里町」に改め、「神川町」の下に、「上里町」を加え、同項を同表第六十八項とする。

別表第六十六項市町村の欄中「戸田市」の下に、「朝霞市」を加え、「三芳町」を「伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町」に改め、同項を同表第六十七項とする。

別表第六十五項第二号市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項を同表第六十六項とする。

別表第六十四項市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項を同表第六十五項とし、同表第六十三項を同表第六十四項とする。

別表第六十二項市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項を同表第六十三項とし、同表第六十一項を第六十二項とし、第六十項を第六十一項とする。

別表第五十九項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項第八号市町村の欄及び同項第十号市町村の欄中「所沢市」の下に、「春日部市」を加え、同項を同表第六十項とする。

別表第五十八項第一号市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に、「春日部市」を加え、同項第四号市町村の欄中「春日部市」を削り、「神川町」の下に、「騎西町」を加え、同項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「春日部市」を削り、同項を同表第五十九項とする。

別表第五十七項市町村の欄中、「春日部市」を削り、同項を同表第五十八項とし、同表第五十二項から第五十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第五十一項第二号市町村の欄中「秩父市」を「行田市、秩父市」に改め、「所沢市」の下に、「飯能市」を、「鳩ヶ谷市」の下に、「志木市、和光市」を、「北

本市」の下に、「八潮市」を、「鶴ヶ島市」の下に、「日高市、ふじみ野市」を加え、「嵐山町」を「越生町、嵐山町、川島町」に改め、「美里町」の下に、「神川町、上里町」を、「宮代町」の下に、「白岡町」を加え、同項を同表第五十二項とし、同表中第五十項を第五十一項とし、第四十九項を第五十項とし、第四十八項の次に次の一項を加える。

49	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に係る事務のうち、同法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものに係る書類の受理、送付その他の行為	各市町村（さいたま市及び川越市を除く。）
----	--	----------------------

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第九項第二号事務の欄、同表第十項第二号事務の欄、同表第十三項第二号事務の欄、同項第三号事務の欄、同項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄、同表第二十一項第二号事務の欄、同表第六十七項事務の欄並びに同表第八十三項第一号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七十号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第

六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六条、第六条の三、第八条及び第十七条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七十一号

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七条、第九条、第十一条及び第二十一条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七十二号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一

部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「考慮して」の下に「埼玉県の区域及び当該区域外で」を加え、「当該地域に近接する」を「当該区域又は当該地域に近接する」に、「当該地域に準ずる」を「当該区域又は当該地域に準ずる」に改め、同条第二項中「地域手当の級地の」を削り、同項各号を次のように改める。

一 埼玉県の区域並びに前項の教育委員会規則で定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く) 百分の七

二 教育委員会規則で定める地域及び公署 百分の十

第九条の二第三項を削る。

第九条の三第一項中「前条第一項」を「埼玉県の区域若しくは前条第一項」に、「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に、「在勤していた地域」を「在勤していた区域、地域」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「埼玉県の区域又は前条第一項」に、「地域又は」を「地域若しくは」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改める。

別表第一中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
147,000	190,500
148,500	192,200
150,000	193,900
151,500	195,600
153,100	197,400
154,900	199,100
156,700	200,800
158,500	202,500
160,300	204,300
162,300	206,200
164,300	208,100
166,300	210,000
168,200	211,700
170,400	213,700
172,600	215,700
174,800	217,700
177,100	219,600
179,600	222,300
182,100	225,000

184,600	227,700
187,100	230,500
188,800	233,400
190,500	236,300
192,200	239,200
193,700	242,000
195,400	244,900
197,100	247,800
198,800	250,700
200,300	253,600
202,000	256,300
203,700	259,000
205,400	261,700
207,000	264,400
208,800	267,100
210,600	269,800
212,400	272,500
214,100	275,200
215,900	277,900
217,700	280,600
219,500	283,300
221,400	285,900
223,200	288,600
225,000	291,300
226,800	294,000
228,700	296,500
230,500	299,200
232,300	301,900
234,100	304,600

に 改 め る。	262,100	341,300	212,800	271,100	156,800	201,400	を		
			214,600	273,700	158,600	203,100		235,800	307,100
			216,300	276,300	160,400	204,800		237,600	309,600
			218,100	278,900	162,200	206,600		239,400	312,100
			219,900	281,500	164,300	208,500		241,200	314,600
			221,700	284,100	166,300	210,400		242,900	317,000
					168,300	212,300		244,700	319,200
			223,600	286,600				246,500	321,400
			225,400	289,200	170,300	214,000		248,300	323,600
			227,200	291,700	172,500	216,000			
			229,000	294,200	174,700	218,000		250,000	325,900
					176,900	220,000		251,700	328,100
			230,900	296,500				253,400	330,300
			232,600	299,200	179,200	221,900		255,100	332,500
			234,300	301,900	181,800	224,600			
			236,000	304,600	184,300	227,300		256,800	334,700
					186,800	230,000		258,500	336,900
			237,600	307,100				260,200	339,100
			239,300	309,600	189,300	232,800		261,900	341,300
			241,000	312,100	191,000	235,700			
		242,700	314,600	192,700	238,600				
				194,400	241,500				
		244,300	317,000						
		246,000	319,200	195,900	244,300				
		247,700	321,400	197,600	247,100				
		249,400	323,600	199,300	249,900				
				201,000	252,700				
		251,000	325,900						
		252,600	328,100	202,500	255,500				
		254,200	330,300	204,200	258,100				
		255,800	332,500	205,900	260,700				
				207,600	263,300				
		257,400	334,700						
		259,000	336,900	209,200	265,900				
		260,600	339,100	211,000	268,500				

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
148,800	192,800
150,300	194,500
151,800	196,200
153,300	197,900
154,900	199,700

234,900	275,200	391,400	184,600	202,500	338,400	別 表 第 二 中
236,700	277,900	392,900	187,100	204,300	340,700	
238,500	280,600	394,400	188,800	206,200	343,000	
240,300	283,300	395,900	190,500	208,100	345,300	
			192,200	210,000	347,600	
241,900	285,900	397,500				
243,700	288,600	398,900	193,700	211,700	349,800	
245,500	291,300	400,300	195,300	213,700	351,700	
247,300	294,000	401,700	196,900	215,700	353,600	
			198,500	217,700	355,500	
249,000	296,500	403,200				
250,600	299,200	404,600	200,200	219,600	357,400	
252,200	301,900	406,000	201,900	222,300	359,300	
253,800	304,600	407,400	203,600	225,000	361,200	
			205,300	227,700	363,100	
255,500	307,100	408,700				
257,100	309,600	410,100	206,800	230,500	364,900	
258,700	312,100	411,500	208,500	233,400	366,700	
260,300	314,600	412,900	210,200	236,300	368,500	
			211,900	239,200	370,300	
			213,500	242,000	372,200	
			215,200	244,900	373,800	
			216,900	247,800	375,400	
			218,600	250,700	377,000	
			220,400	253,600	378,700	
			222,200	256,300	380,300	
			224,000	259,000	381,900	
			225,800	261,700	383,500	
			227,700	264,400	385,100	
			229,500	267,100	386,700	
			231,300	269,800	388,300	
			233,100	272,500	389,900	

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700
162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900
174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100



147,500	186,100	221,700	249,900	210,300	255,400	293,900	325,500
149,200	187,700	223,400	251,500	211,400	256,800	295,500	326,800
150,900	189,300	225,100	253,100	212,500	258,200	297,100	328,100
152,600	190,900	226,800	254,700	213,600	259,600	298,700	329,400
154,300	192,600	228,600	256,300	214,700	260,900	300,100	330,500
156,000	194,300	230,400	257,800	215,800	262,300	301,600	331,600
157,800	196,000	232,100	259,300	216,900	263,700	303,100	332,700
159,300	197,600	233,900	260,800	218,000	265,100	304,600	333,800
161,200	199,200	235,500	262,700	219,100	266,300	306,200	334,700
163,200	200,800	237,100	264,600	220,100	267,600	307,600	335,700
165,100	202,400	238,700	266,500	221,100	268,900	309,000	336,700
167,000	204,000	240,300	268,200	222,100	270,200	310,400	337,700
168,900	205,700	241,900	270,100	223,200	271,300	311,700	338,500
170,800	207,400	243,500	272,000	224,300	272,600	313,000	339,200
172,700	209,100	245,100	273,900	225,400	273,900	314,300	339,900
174,600	210,600	246,700	275,700	226,500	275,200	315,600	340,600
176,100	212,200	248,300	277,600				
177,600	213,800	249,800	279,500				
179,100	215,400	251,300	281,400				
180,700	217,000	252,800	283,400				
182,200	218,600	254,500	285,300				
183,700	220,200	256,200	287,200				
185,200	221,800	257,900	289,100				
186,800	223,400	259,600	291,100				
188,100	225,100	261,400	293,000				
189,400	226,800	263,200	294,900				
190,700	228,500	265,000	296,800				
192,100	230,300	266,600	298,600				
193,500	231,900	268,400	300,400				

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300

226,700	275,200	315,600	340,600	194,900	233,500	270,200	302,200
				196,300	235,100	272,000	304,000
				197,500	236,800	273,700	305,700
				198,800	238,400	275,400	307,400
				200,100	240,000	277,100	309,100
				201,400	241,600	278,800	310,800
				202,600	243,100	280,500	312,600
				203,800	244,600	282,200	314,300
				205,000	246,100	283,900	316,000
				206,200	247,600	285,600	317,700
				207,500	249,000	287,300	319,200
				208,600	250,600	289,000	320,800
				209,700	252,200	290,700	322,400
				210,800	253,800	292,400	324,000
				211,900	255,400	293,900	325,500
				212,900	256,800	295,500	326,800
				213,900	258,200	297,100	328,100
				214,900	259,600	298,700	329,400
				215,900	260,900	300,100	330,500
				216,900	262,300	301,600	331,600
				217,900	263,700	303,100	332,700
				218,900	265,100	304,600	333,800
				219,900	266,300	306,200	334,700
				220,800	267,600	307,600	335,700
				221,700	268,900	309,000	336,700
				222,600	270,200	310,400	337,700
				223,600	271,300	311,700	338,500
				224,600	272,600	313,000	339,200
				225,600	273,900	314,300	339,900

に改める。

別表第四中

205,100	265,600	311,300	158,300	218,600	258,600
206,300	266,900	312,900	159,700	220,400	260,500
207,500	268,200	314,500	162,300	222,400	262,400
208,700	269,500	316,100	164,900	224,400	264,300
			167,500	226,400	266,200
210,000	270,600	317,800			
211,100	271,900	319,400	170,200	228,300	268,200
212,200	273,200	321,000	171,900	230,200	270,100
213,300	274,500	322,600	173,600	232,100	272,000
			175,300	234,000	273,900
214,400	275,700	324,100			
215,500	276,800	325,300	176,800	235,700	275,800
216,600	277,900	326,500	178,600	237,300	277,700
217,700	279,000	327,700	180,400	238,900	279,600
			182,200	240,500	281,500
218,800	280,200	328,800			
219,900	281,200	329,800	183,800	242,100	283,200
221,000	282,200	330,800	185,300	243,700	285,100
222,100	283,200	331,800	186,800	245,300	287,000
			188,300	246,900	288,900
223,000	284,200	332,700			
224,100	285,100	333,500	189,600	248,400	290,600
225,200	286,000	334,300	190,900	250,000	292,400
226,300	286,900	335,100	192,200	251,600	294,200
			193,500	253,200	296,000

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900

194,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600

218,600	279,000	327,700
219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800
223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

に改める。

196,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000
202,000	260,100	304,700
203,300	261,500	306,400
204,600	262,900	308,100
205,900	264,300	309,800
207,100	265,600	311,300
208,200	266,900	312,900
209,300	268,200	314,500
210,400	269,500	316,100
211,600	270,600	317,800
212,600	271,900	319,400
213,600	273,200	321,000
214,600	274,500	322,600
215,600	275,700	324,100
216,600	276,800	325,300
217,600	277,900	326,500

136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800
155,700	214,600	252,600
157,200	216,500	254,600
158,700	218,400	256,600
160,200	220,300	258,600
161,600	222,000	260,500
164,300	223,900	262,400
166,900	225,800	264,300
169,500	227,700	266,200
172,200	229,500	268,200
173,900	231,300	270,100
175,600	233,100	272,000
177,300	234,900	273,900
178,800	236,500	275,800
180,600	238,000	277,700

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の三及び第九条の四を次のように改める。

第九条の三及び第九条の四 削除

第九条の七第三項中「学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は教育委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に改める。

第十二条の十一中「第九条の三」を削る。

#### 附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十一項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第十二条の五第二項第一号の改正規定を除く。次項において同じ。による改正後の給与条例(次項及び附則第五項から第七項までの規定において「改正後の給与条例」という。))の規定は平成十九年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項第一号の規定は同年十二月一日から適用する。

(改定日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日(以下「改定日」という。))からこの条例の施行の日(附則第五項において「施行日」という。))の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(附則第五項及び第七項において「改正前の給与条例」という。))の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。))の定める学校職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、教育委員会の定めるところによる。

(改定日前の異動者の号給の調整)

4 改定日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(地域手当に関する経過措置)

6 改正後の給与条例第九条の二の規定の適用については、改定日から当分の間、同条第二項第一号中「百分の七」とあるのは、「百分の七を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合」とする。

7 この条例の施行の際現に改正前の給与条例第九条の三第一項の規定の適用を受けている学校職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の給与条例第九条の三第一項の規定の適用については、改定日から平成二十年三月三十一日までの間においては、同項中「埼玉県の区域若しくは前条第一項」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第七十二号。以下この項において「平成十九年改正条例」という。))第一条の規定による改正前の第九条の二第一項」と、「その在勤する区域」とあるのは「その在勤する」と、「在勤していた区域」とあるのは「在勤していた」と、「同項各号」とあるのは「平成十九年改正条例第一条の規定による改正前の第九条の二第二項各号」とする。

(給与の内払)

8 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

10 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。



(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

11 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、第九条の三」を削る。

(学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第十五項」を「附則第十三項」に改める。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とする。

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 埼玉県条例第七十三号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立滑川総合高等学校の項中「大字月輪千百三十六番地」を「月輪四丁目十八番地二十六」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

#### 埼玉県規則第九十七号

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(育児短時間勤務等及び部分休業)」に改め、同条中「(平成三年法律第一百十号) 第九条」を「第十九条」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

技能職員の育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号) 第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。)及び同法第十七条の規定による短時間勤務の勤務の形態については、同法第十条第一項各号の適用を受ける職員の例による。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

#### 埼玉県教育委員会規則第四十一号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(育児短時間勤務等及び部分休業)」に改め、同条中「(平成三年法律第一百十号) 第九条」を「第十九条」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

技能職員の育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号) 第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。)及び同法第十七条の規定による短時間勤務の勤務の形態については、同法第十条第一項各号の適用を受ける職員の例による。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

#### 埼玉県教育委員会規則第四十二号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第三条の三中「第五十七条の四第一項」を「第八十六条第一項」に改める。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第十五条」を「第二十八条」に改める。

(学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第九の「大学卒4大学六卒の項(1)中「第五十三条」を「第八十五条」に改める。

(埼玉県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第四条 埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に、「児童、生徒(高等部の生徒を除く。 )又は幼児」を「幼児、児童又は生徒(高等部の生徒を除く。 )」に改める。

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第五条 教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二

十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育職員(」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

(埼玉県教育局組織規則の一部改正)

第六条 埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「市町村立の」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第十条第五号及び第十一条第一号中「児童、生徒及び幼児」を「幼児、児童及び生徒」に改める。

第十二条第五号中「市町村立の」の下に「幼稚園、」を加え、「幼稚園」を削る。

第十三条第一号中「県立中学校、」を「県立及び市町村立の幼稚園、県立中学校並びに」に改め、「並びに県立及び市町村立の幼稚園」を削る。

第二十条第六号中「義務教育諸学校及び幼稚園」を「幼稚園及び義務教育諸学校」に改める。

(埼玉県立武道館管理規則の一部改正)

第七条 埼玉県立武道館管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第八条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成元年埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

様式第一号中「~~第45条の2~~」を「~~第55条~~」に改める。

(埼玉県立総合教育センター管理規則等の一部改正)

第九条 次の各号に掲げる規則の規定中「児童、生徒及び幼児」を「幼児、児童及び生徒」に改める。

一 埼玉県立総合教育センター管理規則(平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号)第二条第十三号及び第二十一号

二 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号)第二条第一項

(学校教育法施行細則の一部改正)  
第十条 学校教育法施行細則(平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四条中「第七条の六」を「第十四条」に改める。

第五条中「第六条」を「第七条」に改める。

第六条第一項及び第二項中「第七条」を「第九条」に改める。

第七条中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第九条中「第七条の三」を「第十一条」に改める。

第十条の見出し中「特別支援学校の」の下に「幼稚部、」を加え、「高等部又は幼稚部」を「又は高等部に」に改め、同条中「第二十三条第七号」を「第二十三号第三号」に改め、「特別支援学校の」の下に「幼稚部、」を加え、「高等部若しくは幼稚部」を「又は高等部」に、「第七条の五」を「第十三条」に改める。

第十一条中「第二十三条第六号」を「第二十三条第五号」に、「第七条の四第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第十二条中「第二十三条第八号」を「第二十三条第四号」に、「第七条の二第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十三条第一項中「同条第七号」を「同条第四号」に改め、「による特別支援学校の」の下に「幼稚部、」を加え、「高等部若しくは幼稚部」を「若しくは高等部」に、「第七条の七」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第五号」に、「第七条の四第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第十五条中「第十二条の三」を「第二十四条」に改める。

第十六条中「第五十四条の六」を「第七十八条」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)  
第十一条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第八条第一項中「第六十五条の十四」を「第一百七十七条」に、「第六十五条の七」を「第一百十條」に改める。

附 則  
この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第四十三号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

別表第十七イの項中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47

47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改める。

別表第十七ハの項中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
42
43
43
43
44
44

44
45
45
46
46

に改める。

別表第十七ニの項中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34

35
35
35
36
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第四十四号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める地域は、」の下に「埼玉県の区域外で」を加え、「及び公署」を削る。

第三条中「の一級地及び同項」を削り、「地域は、」の下に「前条の規定により調整手当を支給することとされていた地域のうち」を、「百分の十とされていた」の下に「地域以外の」を加え、「同項の三級地」を「同項第二号の教育委員会規則で定める地域」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、「及び公署」を削る。

第四条第一項第一号中「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に改め、「在勤していた」の下に「埼玉県の区域」を加え、同項第二号及び第三号中「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に改める。

第六条第一項第二号中「勤務していた期間に」の下に「埼玉県の区域又は」を、「当該期間に」の下に「埼玉県の区域、」を加える。

附則第二項を次のように改める。

（平成十九年改正条例附則第六項の規定による地域手当の支給割合）

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年埼玉県条例第七十二号）附則第六項の教育委員会規則で定める割合は、百分の五・五とする。

第二条 学校職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第九条の三」を削る。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

第八条中「又は第九条の三」を削り、同条を第五条とする。

第九条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条を第六条とする。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の地域手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

3 この規則の施行の際現に学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年埼玉県条例第七十二号）第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の三の規定による地域手当を支給される学校職員の改正後の規則の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項第一号		区域、地域	地域
一	埼玉県の区域、第二条に規定する地域	区域、地域	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年埼玉県教育委員会規則第四十四号。以下「平成十九年改正規則」という。）第一条の規定による改正前の第二条に規定する地域
二	区域、地域	区域、地域	地域
三	各号に定める割合	各号に定める割合	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年埼玉県条例第七十二号）第一条の規定による改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合（次号及び第三号において「改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合」という。）
四	各号に定める割合	各号に定める割合	改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合
五	埼玉県の区域又は第二条に規定する地域	埼玉県の区域又は第二条に規定する地域	平成十九年改正規則第一条の規定による改正前の第二条に規定する地域

埼玉県の区域、同条に規定する地域	同条に規定する地域
------------------	-----------

学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

#### 埼玉県教育委員会規則第四十五号

学校職員の住居手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「埼玉県職員住宅及び職員寮管理規則」を「埼玉県職員住宅管理規則」に改め、「若しくは第三号」及び「若しくは職員寮」を削る。

第四条の二中「若しくは職員寮」を削る。

第四条の三中「条例第九条の三第二項に規定する学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者」に改め、「若しくは職員寮」を削る。

(学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(法人の範囲)

第五条 条例第九条の七第三項の教育委員会規則で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人及び団体とする。

一 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社

三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社

四 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫

五 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人

六 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一七一)

四(別表第一から別表第四までに掲げる派遣先団体又は特定法人

第六条第二項第六号中「条例第九条の三第二項に規定する学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者」に改める。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「改正条例による改正後の学校職員の給与に関する条例第九条の三第二項に規定する学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者」に改める。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第四条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。)

第九条の三第二項に規定する学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者」に改める。

第四条第一項第四号中「改正前の条例」を「改正前の学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二二二)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

別表第七イの項中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
35
35

35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

別表第七二の項中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44

45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改める。

別表第七への項中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七三

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―三九七)の一部を次のように改正する。

別表第一地域課の項中「別表の職欄」を「別表第一の職欄」に、「二等航空整備士又は三等航空整備士」を「又は二等航空整備士」に改める。

別表第二の医療職給料表(2)の表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八四六)の一部を次のように改正する。

第二条中「定める地域は、」の下に「埼玉県の区域外で」を加え、「及び公署」を削る。

第三条中「の一級地及び同項」を削り、「地域は、」の下に「前条の規定により調整手当を支給することとされてきた地域のうち」を、「百分の十とされてきた」の下に「地域以外の」を加え、「同項の三級地」を「同項第二号の委員会規

則で定める地域」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、「及び公署」を削る。  
 第四条第一項第一号中「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に改め、「在勤していた」の下に「埼玉県の区域、」を加え、同項第二号及び第三号中「在勤する地域」を「在勤する区域、地域」に改める。  
 第六条第一項第二号中「勤務していた期間に」の下に「埼玉県の区域又は」を、「当該期間に」の下に「埼玉県の区域、」を加える。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(平成十九年改正条例附則第六項の規定による地域手当の支給割合)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第六十七号。次項において「平成十九年改正条例」という。)附則第六項による改正後の条例第九条の二第二項第一号の委員会規則で定める割合は、百分の五・五とする。

3 平成十九年改正条例附則第六項による改正後の条例第九条の三の委員会規則で定める割合は、百分の十二とする。

第二条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「から第九条の四までの」を「及び第九条の三の」に改める。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

第八条中「及び第九条の四」を削り、同条を第五条とする。

第九条を第六条とする。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

3 この規則の施行の際現に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第六十七号)第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第九条の四の規定による地域手当を支給される職員の改正後の規則の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項第一号	区域、地域	地域
第四条第一項第二号及び第三号	区域、地域	地域
第四条第二項第一号	条例第九条の二第二項各号に定める割合	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第六十七号)第一条の規定による改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合(次号及び第三号において「改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合」という。)
第四条第二項第二号及び第三号	条例第九条の二第二項各号に定める割合	改正前の条例第九条の二第二項各号に定める割合
第六条第一項第二号	埼玉県の区域又は第二条に規定する地域	平成十九年改正規則第一条の規定による改正前の第二条に規定する地域
埼玉県 <small>の区域、</small> 同条に規定する地域	同条に規定する地域	

住居手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七五

住居手当に関する規則等の一部を改正する規則

(住居手当に関する規則の一部改正)

第一条 住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一九九)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「埼玉県職員住宅及び職員寮管理規則」を「埼玉県職員住宅管理規則」に改め、「若しくは第三号」及び「若しくは職員寮」を削る。

第四条の二中「若しくは職員寮」を削る。

第四条の三中「第九条の四第二項」を「第十一条第三項」に改め、「若しくは職員寮」を削る。

第四条の四中「所有する」を「所有」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 単身赴任手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五五〇)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(法人の範囲)

第五条 条例第十一条第三項の委員会規則で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人及び団体とする。

一 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社

三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社

四 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫

五 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人

六 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一七―四)別表第一から別表第四までに掲げる派遣先団体又は特定法人

第六条第二項第六号中「第九条の四第二項」を「第十一条第三項」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第三条 特地勤務手当等に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二一九)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十条の二第三項」を「第十一条第三項」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項ま

での規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五四)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第九条の四第二項」を「第十一条第三項」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―八四三)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。)」を削る。

附則第三項第四号中「第九条の四第二項」を「第十一条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

## 訓令

### 埼玉県訓令第二十五号

本 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

第四条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「技能職員」を「もの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第九条第一項中「平成三年法律第一百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「第五条の三」を「第七条」に改め、同条第二項中「第六条及び第七条」を

「第八条及び第九条」に改め、同条第三項中「第十条」を「第三十二条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務に係る技能職員の給与及び退職手当については、育児休業条例第十五条、第十七条及び第二十一条の例によ



142,700	173,700	230,200	264,300
143,900	175,100	232,100	266,200
145,100	177,100	234,000	268,200
146,600	178,600	235,700	270,100
148,100	180,100	237,300	272,000
149,600	181,600	238,900	273,900
151,000	183,100	240,500	275,800
152,500	184,400	242,100	277,700
154,000	185,700	243,700	279,600
155,500	187,000	245,300	281,500
157,000	189,000	246,900	283,200
158,800	190,500	248,400	285,100
160,600	192,000	250,400	287,000
162,400	193,300	252,400	288,900
164,200	194,800	254,400	290,600
165,900	196,200	256,300	292,400
167,600	197,600	258,400	294,200
169,300	199,000	260,400	296,000
170,900	200,500	262,400	297,900
172,300	202,000	264,400	299,600
173,700	203,500	266,400	301,300
175,100	205,000	268,400	303,000
177,100	206,500	270,300	304,700
178,600	208,100	272,200	306,400
180,100	209,700	274,000	308,100
181,600	211,300	275,800	309,800
183,100	212,700	277,600	311,300
184,400	214,400	279,400	312,900
185,700	216,100	281,200	314,500
187,000	217,800	283,000	316,100
188,400	219,300	284,700	317,800
189,600	220,500	286,400	319,400

別表第一中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
120,200	140,300	194,800	221,100
121,100	141,500	196,200	223,000
122,000	142,700	197,600	224,900
122,900	143,900	199,000	226,800
123,900	145,100	200,500	228,600
124,900	146,600	202,000	230,600
125,900	148,100	203,500	232,600
126,900	149,600	205,000	234,600
127,700	151,000	206,500	236,600
128,700	152,500	208,100	238,600
129,700	154,000	209,700	240,600
130,700	155,500	211,300	242,600
131,500	157,000	212,700	244,600
132,500	158,800	214,400	246,600
133,500	160,600	216,100	248,600
134,500	162,400	217,800	250,600
135,600	164,200	219,300	252,600
136,800	165,900	220,400	254,600
138,000	167,600	222,400	256,600
139,200	169,300	224,400	258,600
140,300	170,900	226,400	260,500
141,500	172,300	228,300	262,400

4 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務に係る技能職員の給与及び退職手当については、育児休業法第二十四条において準用する育児休業法第十五条、第十七条及び第二十一条の例による。

5 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された技能職員の給与については、育児休業法第二十六条及び第二十八条の例による。

137,200	165,800	220,000	252,600	190,800	221,700	288,100	321,000
138,400	167,500	222,000	254,600	192,000	222,900	289,700	322,600
139,600	169,200	223,900	256,600	193,300	224,200	291,300	324,100
140,800	170,900	225,800	258,600	194,600	225,800	292,900	325,300
141,900	172,500	227,700	260,500	195,900	227,400	294,500	326,500
143,100	173,900	229,500	262,400	197,200	229,000	296,000	327,700
144,300	175,300	231,300	264,300	198,300	230,700	297,500	328,800
145,500	176,700	233,100	266,200	199,600	232,200	299,000	329,800
146,700	178,500	234,900	268,200	200,900	233,700	300,400	330,800
148,200	180,000	236,500	270,100	202,200	235,200	301,800	331,800
149,700	181,500	238,000	272,000				
151,200	183,000	239,500	273,900				

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
121,600	141,900	195,600	222,900
122,500	143,100	196,600	224,800
123,500	144,300	197,600	226,700
124,400	145,500	199,000	228,500
125,400	146,700	200,500	230,200
126,400	148,200	202,000	232,100
127,400	149,700	203,500	234,000
128,400	151,200	205,000	235,800
129,200	152,600	206,500	237,700
130,200	154,100	208,100	239,600
131,200	155,600	209,700	241,500
132,300	157,100	211,300	243,400
133,100	158,600	212,700	245,300
134,100	160,400	214,400	247,200
135,100	162,200	216,100	249,000
136,100	164,000	218,000	250,800

184,500	212,700	277,600	311,300
185,700	214,400	279,400	312,900
187,000	216,100	281,200	314,500
188,300	217,800	283,000	316,100
189,700	219,300	284,700	317,800
190,800	220,500	286,400	319,400
192,000	221,700	288,100	321,000
193,200	222,900	289,700	322,600
194,400	224,200	291,300	324,100
195,600	225,800	292,900	325,300
196,700	227,400	294,500	326,500
197,800	229,000	296,000	327,700
198,800	230,700	297,500	328,800
200,000	232,200	299,000	329,800
201,200	233,700	300,400	330,800
202,400	235,200	301,800	331,800

附則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二及び第九条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この訓令(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(補則)
- 4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

に改める。

埼玉県教育委員会訓令第八号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「技能職員」を「もの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第九条第一項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「第五条の三」を「第七条」に改め、同条第二項中「第六条及び第七条」を「第八条及び第九条」に改め、同条第三項中「第十条」を「第三十二条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務に係る技能職員の給与及び退職手当については、育児休業条例第十五条、第十七条及び第二十一条の例による。

4 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務に係る技能職員の給与及び退職手当については、育児休業条例第二十四条において準用する育児休業条例第十五条、第十七条及び第二十一条の例による。

5 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された技能職員の給与については、育児休業条例第二十六条及び第二十八条の例による。

140,300	170,900	226,400	260,500
141,500	172,300	228,300	262,400
142,700	173,700	230,200	264,300
143,900	175,100	232,100	266,200
145,100	177,100	234,000	268,200
146,600	178,600	235,700	270,100
148,100	180,100	237,300	272,000
149,600	181,600	238,900	273,900
151,000	183,100	240,500	275,800
152,500	184,400	242,100	277,700
154,000	185,700	243,700	279,600
155,500	187,000	245,300	281,500
157,000	189,000	246,900	283,200
158,800	190,500	248,400	285,100
160,600	192,000	250,400	287,000
162,400	193,300	252,400	288,900
164,200	194,800	254,400	290,600
165,900	196,200	256,300	292,400
167,600	197,600	258,400	294,200
169,300	199,000	260,400	296,000
170,900	200,500	262,400	297,900
172,300	202,000	264,400	299,600
173,700	203,500	266,400	301,300
175,100	205,000	268,400	303,000
177,100	206,500	270,300	304,700
178,600	208,100	272,200	306,400
180,100	209,700	274,000	308,100
181,600	211,300	275,800	309,800

別表第一中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
120,200	140,300	194,800	221,100
121,100	141,500	196,200	223,000
122,000	142,700	197,600	224,900
122,900	143,900	199,000	226,800
123,900	145,100	200,500	228,600
124,900	146,600	202,000	230,600
125,900	148,100	203,500	232,600
126,900	149,600	205,000	234,600
127,700	151,000	206,500	236,600
128,700	152,500	208,100	238,600
129,700	154,000	209,700	240,600
130,700	155,500	211,300	242,600
131,500	157,000	212,700	244,600
132,500	158,800	214,400	246,600
133,500	160,600	216,100	248,600
134,500	162,400	217,800	250,600
135,600	164,200	219,300	252,600
136,800	165,900	220,400	254,600
138,000	167,600	222,400	256,600
139,200	169,300	224,400	258,600

128,400	151,200	205,000	235,800
129,200	152,600	206,500	237,700
130,200	154,100	208,100	239,600
131,200	155,600	209,700	241,500
132,300	157,100	211,300	243,400
133,100	158,600	212,700	245,300
134,100	160,400	214,400	247,200
135,100	162,200	216,100	249,000
136,100	164,000	218,000	250,800
137,200	165,800	220,000	252,600
138,400	167,500	222,000	254,600
139,600	169,200	223,900	256,600
140,800	170,900	225,800	258,600
141,900	172,500	227,700	260,500
143,100	173,900	229,500	262,400
144,300	175,300	231,300	264,300
145,500	176,700	233,100	266,200
146,700	178,500	234,900	268,200
148,200	180,000	236,500	270,100
149,700	181,500	238,000	272,000
151,200	183,000	239,500	273,900
152,600	184,500	241,000	275,800
154,100	185,700	242,500	277,700
155,600	187,000	244,000	279,600
157,100	188,300	245,500	281,500
158,600	190,200	247,100	283,200
160,400	191,700	248,400	285,100
162,200	193,200	250,400	287,000
164,000	194,400	252,400	288,900

183,100	212,700	277,600	311,300
184,400	214,400	279,400	312,900
185,700	216,100	281,200	314,500
187,000	217,800	283,000	316,100
188,400	219,300	284,700	317,800
189,600	220,500	286,400	319,400
190,800	221,700	288,100	321,000
192,000	222,900	289,700	322,600
193,300	224,200	291,300	324,100
194,600	225,800	292,900	325,300
195,900	227,400	294,500	326,500
197,200	229,000	296,000	327,700
198,300	230,700	297,500	328,800
199,600	232,200	299,000	329,800
200,900	233,700	300,400	330,800
202,200	235,200	301,800	331,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
121,600	141,900	195,600	222,900
122,500	143,100	196,600	224,800
123,500	144,300	197,600	226,700
124,400	145,500	199,000	228,500
125,400	146,700	200,500	230,200
126,400	148,200	202,000	232,100
127,400	149,700	203,500	234,000

165,800	195,600	254,400	290,600
167,500	196,600	256,300	292,400
169,200	197,600	258,400	294,200
170,900	199,000	260,400	296,000
172,500	200,500	262,400	297,900
173,900	202,000	264,400	299,600
175,300	203,500	266,400	301,300
176,700	205,000	268,400	303,000
178,500	206,500	270,300	304,700
180,000	208,100	272,200	306,400
181,500	209,700	274,000	308,100
183,000	211,300	275,800	309,800
184,500	212,700	277,600	311,300
185,700	214,400	279,400	312,900
187,000	216,100	281,200	314,500
188,300	217,800	283,000	316,100
189,700	219,300	284,700	317,800
190,800	220,500	286,400	319,400
192,000	221,700	288,100	321,000
193,200	222,900	289,700	322,600
194,400	224,200	291,300	324,100
195,600	225,800	292,900	325,300
196,700	227,400	294,500	326,500
197,800	229,000	296,000	327,700
198,800	230,700	297,500	328,800
200,000	232,200	299,000	329,800
201,200	233,700	300,400	330,800
202,400	235,200	301,800	331,800

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二及び第九条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この訓令(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ)による改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(補則)
- 4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県公営企業管理者 今井大輔

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部

を次のように改正する。

第四条第二項中「地域手当の級地の」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 埼玉県の区域並びに管理者が定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く。) 百分の七
- 二 管理者が定める地域及び公署 百分の十

第四条第三項を削る。

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円 134,000	円 183,800	円 221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600

137,900	189,400	226,700	205,100	265,600	311,300	159,700	220,400	260,500
139,000	191,200	228,500	206,300	266,900	312,900	162,300	222,400	262,400
140,100	192,800	230,200	207,500	268,200	314,500	164,900	224,400	264,300
141,200	194,600	232,100	208,700	269,500	316,100	167,500	226,400	266,200
142,300	196,400	234,000	210,000	270,600	317,800	170,200	228,300	268,200
143,400	198,200	235,800	211,100	271,900	319,400	171,900	230,200	270,100
144,500	200,000	237,700	212,200	273,200	321,000	173,600	232,100	272,000
145,900	201,800	239,600	213,300	274,500	322,600	175,300	234,000	273,900
147,200	203,600	241,500	214,400	275,700	324,100	176,800	235,700	275,800
148,500	205,400	243,400	215,500	276,800	325,300	178,600	237,300	277,700
149,800	207,000	245,300	216,600	277,900	326,500	180,400	238,900	279,600
151,300	208,900	247,200	217,700	279,000	327,700	182,200	240,500	281,500
152,800	210,800	249,000	218,800	280,200	328,800	183,800	242,100	283,200
154,400	212,700	250,800	219,900	281,200	329,800	185,300	243,700	285,100
155,700	214,600	252,600	221,000	282,200	330,800	186,800	245,300	287,000
157,200	216,500	254,600	222,100	283,200	331,800	188,300	246,900	288,900
158,700	218,400	256,600	223,000	284,200	332,700	189,600	248,400	290,600
160,200	220,300	258,600	224,100	285,100	333,500	190,900	250,000	292,400
161,600	222,000	260,500	225,200	286,000	334,300	192,200	251,600	294,200
164,300	223,900	262,400	226,300	286,900	335,100	193,500	253,200	296,000
166,900	225,800	264,300	を			194,900	254,600	297,900
169,500	227,700	266,200	を			196,200	256,000	299,600
172,200	229,500	268,200	1 級	2 級	3 級	197,500	257,400	301,300
173,900	231,300	270,100	給料月額	給料月額	給料月額	198,800	258,800	303,000
175,600	233,100	272,000	円	円	円	200,000	260,100	304,700
177,300	234,900	273,900	135,600	185,800	222,900	201,300	261,500	306,400
178,800	236,500	275,800	136,700	187,600	224,800	202,600	262,900	308,100
180,600	238,000	277,700				203,900	264,300	309,800
182,400	239,500	279,600						

219,600	280,200	328,800	184,200	241,000	281,500
220,600	281,200	329,800	185,800	242,500	283,200
221,600	282,200	330,800	187,300	244,000	285,100
222,600	283,200	331,800	188,800	245,500	287,000
			190,300	247,100	288,900
223,400	284,200	332,700	191,600	248,400	290,600
224,400	285,100	333,500	192,900	250,000	292,400
225,400	286,000	334,300	194,200	251,600	294,200
226,500	286,900	335,100	195,500	253,200	296,000
			196,900	254,600	297,900
			198,200	256,000	299,600
			199,500	257,400	301,300
			200,800	258,800	303,000
			202,000	260,100	304,700
			203,300	261,500	306,400
			204,600	262,900	308,100
			205,900	264,300	309,800
			207,100	265,600	311,300
			208,200	266,900	312,900
			209,300	268,200	314,500
			210,400	269,500	316,100
			211,600	270,600	317,800
			212,600	271,900	319,400
			213,600	273,200	321,000
			214,600	274,500	322,600
			215,600	275,700	324,100
			216,600	276,800	325,300
			217,600	277,900	326,500
			218,600	279,000	327,700

に改める。

140,300	170,900	226,400	260,500
141,500	172,300	228,300	262,400
142,700	173,700	230,200	264,300
143,900	175,100	232,100	266,200
145,100	177,100	234,000	268,200
146,600	178,600	235,700	270,100
148,100	180,100	237,300	272,000
149,600	181,600	238,900	273,900
151,000	183,100	240,500	275,800
152,500	184,400	242,100	277,700
154,000	185,700	243,700	279,600
155,500	187,000	245,300	281,500
157,000	189,000	246,900	283,200
158,800	190,500	248,400	285,100
160,600	192,000	250,400	287,000
162,400	193,300	252,400	288,900
164,200	194,800	254,400	290,600
165,900	196,200	256,300	292,400
167,600	197,600	258,400	294,200
169,300	199,000	260,400	296,000
170,900	200,500	262,400	297,900
172,300	202,000	264,400	299,600
173,700	203,500	266,400	301,300
175,100	205,000	268,400	303,000
177,100	206,500	270,300	304,700
178,600	208,100	272,200	306,400
180,100	209,700	274,000	308,100
181,600	211,300	275,800	309,800

別表第二中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
120,200	140,300	194,800	221,100
121,100	141,500	196,200	223,000
122,000	142,700	197,600	224,900
122,900	143,900	199,000	226,800
123,900	145,100	200,500	228,600
124,900	146,600	202,000	230,600
125,900	148,100	203,500	232,600
126,900	149,600	205,000	234,600
127,700	151,000	206,500	236,600
128,700	152,500	208,100	238,600
129,700	154,000	209,700	240,600
130,700	155,500	211,300	242,600
131,500	157,000	212,700	244,600
132,500	158,800	214,400	246,600
133,500	160,600	216,100	248,600
134,500	162,400	217,800	250,600
135,600	164,200	219,300	252,600
136,800	165,900	220,400	254,600
138,000	167,600	222,400	256,600
139,200	169,300	224,400	258,600

128,400	151,200	205,000	235,800
129,200	152,600	206,500	237,700
130,200	154,100	208,100	239,600
131,200	155,600	209,700	241,500
132,300	157,100	211,300	243,400
133,100	158,600	212,700	245,300
134,100	160,400	214,400	247,200
135,100	162,200	216,100	249,000
136,100	164,000	218,000	250,800
137,200	165,800	220,000	252,600
138,400	167,500	222,000	254,600
139,600	169,200	223,900	256,600
140,800	170,900	225,800	258,600
141,900	172,500	227,700	260,500
143,100	173,900	229,500	262,400
144,300	175,300	231,300	264,300
145,500	176,700	233,100	266,200
146,700	178,500	234,900	268,200
148,200	180,000	236,500	270,100
149,700	181,500	238,000	272,000
151,200	183,000	239,500	273,900
152,600	184,500	241,000	275,800
154,100	185,700	242,500	277,700
155,600	187,000	244,000	279,600
157,100	188,300	245,500	281,500
158,600	190,200	247,100	283,200
160,400	191,700	248,400	285,100
162,200	193,200	250,400	287,000
164,000	194,400	252,400	288,900

183,100	212,700	277,600	311,300
184,400	214,400	279,400	312,900
185,700	216,100	281,200	314,500
187,000	217,800	283,000	316,100
188,400	219,300	284,700	317,800
189,600	220,500	286,400	319,400
190,800	221,700	288,100	321,000
192,000	222,900	289,700	322,600
193,300	224,200	291,300	324,100
194,600	225,800	292,900	325,300
195,900	227,400	294,500	326,500
197,200	229,000	296,000	327,700
198,300	230,700	297,500	328,800
199,600	232,200	299,000	329,800
200,900	233,700	300,400	330,800
202,200	235,200	301,800	331,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
121,600	141,900	195,600	222,900
122,500	143,100	196,600	224,800
123,500	144,300	197,600	226,700
124,400	145,500	199,000	228,500
125,400	146,700	200,500	230,200
126,400	148,200	202,000	232,100
127,400	149,700	203,500	234,000

165,800	195,600	254,400	290,600
167,500	196,600	256,300	292,400
169,200	197,600	258,400	294,200
170,900	199,000	260,400	296,000
172,500	200,500	262,400	297,900
173,900	202,000	264,400	299,600
175,300	203,500	266,400	301,300
176,700	205,000	268,400	303,000
178,500	206,500	270,300	304,700
180,000	208,100	272,200	306,400
181,500	209,700	274,000	308,100
183,000	211,300	275,800	309,800
184,500	212,700	277,600	311,300
185,700	214,400	279,400	312,900
187,000	216,100	281,200	314,500
188,300	217,800	283,000	316,100
189,700	219,300	284,700	317,800
190,800	220,500	286,400	319,400
192,000	221,700	288,100	321,000
193,200	222,900	289,700	322,600
194,400	224,200	291,300	324,100
195,600	225,800	292,900	325,300
196,700	227,400	294,500	326,500
197,800	229,000	296,000	327,700
198,800	230,700	297,500	328,800
200,000	232,200	299,000	329,800
201,200	233,700	300,400	330,800
202,400	235,200	301,800	331,800

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の埼玉県企業職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

- 3 平成十九年四月一日(以下「改定日」という。)からこの規程の施行の日(附則第五項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程(附則第五項及び第八項において「改正前の給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。

(改定日前の異動者の号給の調整)

- 4 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定

めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(地域手当に関する経過措置)

- 6 改正後の給与規程第四条第二項第一号の規定の適用については、改定日から当分の間、「百分の七」とあるのは、「百分の七を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

(地域手当の特例)

- 7 埼玉県企業職員給与規程別表第五の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職又はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして管理者が定める職にある職員に対する改正後の給与規程第四条第二項第一号の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、改定日から当分の間、同号中「百分の七」とあるのは、「百分の五」とする。

(給与の内払)

- 8 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

埼玉県病院事業管理規程第十四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の三の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第六条第一項中「さいたま市の」を「埼玉県の区域及び当該区域外で管理者が定める」に改め、同条第二項中「県内の」を「当該区域又は当該地域に近接する」に改める。

第七条第一項中「地域手当の級地」を削り、同項各号を次のように改める。

一 埼玉県の区域並びに前条第一項の管理者が定める地域及び公署(次号に掲げる地域及び公署を除く) 百分の七

二 管理者が定める地域及び公署 百分の十

第七条第二項を次のように改める。

2 条例第八条第二項の規定により支給される地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十五を乗じて得た額とする。  
第七条第三項を削る。

別表第一イ中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600

136,700	187,600	224,800	205,100	265,600	311,300	158,300	218,600	258,600
137,900	189,400	226,700	206,300	266,900	312,900	159,700	220,400	260,500
139,000	191,200	228,500	207,500	268,200	314,500	162,300	222,400	262,400
140,100	192,800	230,200	208,700	269,500	316,100	164,900	224,400	264,300
141,200	194,600	232,100	210,000	270,600	317,800	167,500	226,400	266,200
142,300	196,400	234,000	211,100	271,900	319,400	170,200	228,300	268,200
143,400	198,200	235,800	212,200	273,200	321,000	171,900	230,200	270,100
144,500	200,000	237,700	213,300	274,500	322,600	173,600	232,100	272,000
145,900	201,800	239,600	214,400	275,700	324,100	175,300	234,000	273,900
147,200	203,600	241,500	215,500	276,800	325,300	176,800	235,700	275,800
148,500	205,400	243,400	216,600	277,900	326,500	178,600	237,300	277,700
149,800	207,000	245,300	217,700	279,000	327,700	180,400	238,900	279,600
151,300	208,900	247,200	218,800	280,200	328,800	182,200	240,500	281,500
152,800	210,800	249,000	219,900	281,200	329,800	183,800	242,100	283,200
154,400	212,700	250,800	221,000	282,200	330,800	185,300	243,700	285,100
155,700	214,600	252,600	222,100	283,200	331,800	186,800	245,300	287,000
157,200	216,500	254,600	223,000	284,200	332,700	188,300	246,900	288,900
158,700	218,400	256,600	224,100	285,100	333,500	189,600	248,400	290,600
160,200	220,300	258,600	225,200	286,000	334,300	190,900	250,000	292,400
161,600	222,000	260,500	226,300	286,900	335,100	192,200	251,600	294,200
164,300	223,900	262,400				193,500	253,200	296,000
166,900	225,800	264,300				194,900	254,600	297,900
169,500	227,700	266,200				196,200	256,000	299,600
172,200	229,500	268,200				197,500	257,400	301,300
173,900	231,300	270,100				198,800	258,800	303,000
175,600	233,100	272,000				200,000	260,100	304,700
177,300	234,900	273,900				201,300	261,500	306,400
178,800	236,500	275,800				202,600	262,900	308,100
180,600	238,000	277,700				203,900	264,300	309,800

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900



218,600	279,000	327,700	182,400	239,500	279,600
			184,200	241,000	281,500
219,600	280,200	328,800	185,800	242,500	283,200
220,600	281,200	329,800	187,300	244,000	285,100
221,600	282,200	330,800	188,800	245,500	287,000
222,600	283,200	331,800	190,300	247,100	288,900
223,400	284,200	332,700	191,600	248,400	290,600
224,400	285,100	333,500	192,900	250,000	292,400
225,400	286,000	334,300	194,200	251,600	294,200
226,500	286,900	335,100	195,500	253,200	296,000
に 改 め る。			196,900	254,600	297,900
			198,200	256,000	299,600
			199,500	257,400	301,300
			200,800	258,800	303,000
			202,000	260,100	304,700
			203,300	261,500	306,400
			204,600	262,900	308,100
			205,900	264,300	309,800
			207,100	265,600	311,300
			208,200	266,900	312,900
			209,300	268,200	314,500
			210,400	269,500	316,100
			211,600	270,600	317,800
			212,600	271,900	319,400
			213,600	273,200	321,000
			214,600	274,500	322,600
			215,600	275,700	324,100
			216,600	276,800	325,300
			217,600	277,900	326,500

140,300	170,900	226,400	260,500
141,500	172,300	228,300	262,400
142,700	173,700	230,200	264,300
143,900	175,100	232,100	266,200
145,100	177,100	234,000	268,200
146,600	178,600	235,700	270,100
148,100	180,100	237,300	272,000
149,600	181,600	238,900	273,900
151,000	183,100	240,500	275,800
152,500	184,400	242,100	277,700
154,000	185,700	243,700	279,600
155,500	187,000	245,300	281,500
157,000	189,000	246,900	283,200
158,800	190,500	248,400	285,100
160,600	192,000	250,400	287,000
162,400	193,300	252,400	288,900
164,200	194,800	254,400	290,600
165,900	196,200	256,300	292,400
167,600	197,600	258,400	294,200
169,300	199,000	260,400	296,000
170,900	200,500	262,400	297,900
172,300	202,000	264,400	299,600
173,700	203,500	266,400	301,300
175,100	205,000	268,400	303,000
177,100	206,500	270,300	304,700
178,600	208,100	272,200	306,400
180,100	209,700	274,000	308,100
181,600	211,300	275,800	309,800

別表第一口中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
120,200	140,300	194,800	221,100
121,100	141,500	196,200	223,000
122,000	142,700	197,600	224,900
122,900	143,900	199,900	226,800
123,900	145,100	200,500	228,600
124,900	146,600	202,000	230,600
125,900	148,100	203,500	232,600
126,900	149,600	205,000	234,600
127,700	151,000	206,500	236,600
128,700	152,500	208,100	238,600
129,700	154,000	209,700	240,600
130,700	155,500	211,300	242,600
131,500	157,000	212,700	244,600
132,500	158,800	214,400	246,600
133,500	160,600	216,100	248,600
134,500	162,400	217,800	250,600
135,600	164,200	219,300	252,600
136,800	165,900	220,400	254,600
138,000	167,600	222,400	256,600
139,200	169,300	224,400	258,600

128,400	151,200	205,000	235,800
129,200	152,600	206,500	237,700
130,200	154,100	208,100	239,600
131,200	155,600	209,700	241,500
132,300	157,100	211,300	243,400
133,100	158,600	212,700	245,300
134,100	160,400	214,400	247,200
135,100	162,200	216,100	249,000
136,100	164,000	218,000	250,800
137,200	165,800	220,000	252,600
138,400	167,500	222,000	254,600
139,600	169,200	223,900	256,600
140,800	170,900	225,800	258,600
141,900	172,500	227,700	260,500
143,100	173,900	229,500	262,400
144,300	175,300	231,300	264,300
145,500	176,700	233,100	266,200
146,700	178,500	234,900	268,200
148,200	180,000	236,500	270,100
149,700	181,500	238,000	272,000
151,200	183,000	239,500	273,900
152,600	184,500	241,000	275,800
154,100	185,700	242,500	277,700
155,600	187,000	244,000	279,600
157,100	188,300	245,500	281,500
158,600	190,200	247,100	283,200
160,400	191,700	248,400	285,100
162,200	193,200	250,400	287,000
164,000	194,400	252,400	288,900

183,100	212,700	277,600	311,300
184,400	214,400	279,400	312,900
185,700	216,100	281,200	314,500
187,000	217,800	283,000	316,100
188,400	219,300	284,700	317,800
189,600	220,500	286,400	319,400
190,800	221,700	288,100	321,000
192,000	222,900	289,700	322,600
193,300	224,200	291,300	324,100
194,600	225,800	292,900	325,300
195,900	227,400	294,500	326,500
197,200	229,000	296,000	327,700
198,300	230,700	297,500	328,800
199,600	232,200	299,000	329,800
200,900	233,700	300,400	330,800
202,200	235,200	301,800	331,800

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
121,600	141,900	195,600	222,900
122,500	143,100	196,600	224,800
123,500	144,300	197,600	226,700
124,400	145,500	199,000	228,500
125,400	146,700	200,500	230,200
126,400	148,200	202,000	232,100
127,400	149,700	203,500	234,000

163,600	229,000
165,800	231,700
168,100	234,500
170,400	237,300
172,700	240,100
174,800	243,000
176,900	245,800
179,000	248,600
181,100	251,400
183,100	254,300
184,900	256,800
186,700	259,300
188,500	261,800
190,300	264,100
192,200	266,700
194,100	269,300
196,000	271,900
197,700	274,300
199,600	276,300
201,500	278,300
203,400	280,300
205,400	282,100
207,300	283,500
209,200	284,900
211,100	286,300
213,000	287,500
215,000	288,800
217,000	290,100
219,000	291,400

別表第二

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000
157,300	220,300
159,400	223,200
161,500	226,100

に改める。

165,800	195,600	254,400	290,600
167,500	196,600	256,300	292,400
169,200	197,600	258,400	294,200
170,900	199,000	260,400	296,000
172,500	200,500	262,400	297,900
173,900	202,000	264,400	299,600
175,300	203,500	266,400	301,300
176,700	205,000	268,400	303,000
178,500	206,500	270,300	304,700
180,000	208,100	272,200	306,400
181,500	209,700	274,000	308,100
183,000	211,300	275,800	309,800
184,500	212,700	277,600	311,300
185,700	214,400	279,400	312,900
187,000	216,100	281,200	314,500
188,300	217,800	283,000	316,100
189,700	219,300	284,700	317,800
190,800	220,500	286,400	319,400
192,000	221,700	288,100	321,000
193,200	222,900	289,700	322,600
194,400	224,200	291,300	324,100
195,600	225,800	292,900	325,300
196,700	227,400	294,500	326,500
197,800	229,000	296,000	327,700
198,800	230,700	297,500	328,800
200,000	232,200	299,000	329,800
201,200	233,700	300,400	330,800
202,400	235,200	301,800	331,800

243,100	306,500	188,800	260,800	136,800	187,500	220,800	292,800
		190,600	263,200	138,000	189,900	222,900	294,100
244,500	307,600			139,100	192,300	225,000	295,400
245,900	308,700	192,400	265,400	140,200	194,800	227,100	296,700
247,300	309,800	194,300	267,900	141,500	197,100		
248,700	310,900	196,200	270,400	142,800	199,400	229,000	297,900
		198,100	272,900	144,100	201,700	231,100	299,200
250,200	312,100					233,200	300,500
251,600	313,200	199,800	275,200	145,200	203,800	235,300	301,800
253,000	314,300	201,700	277,100	146,900	206,100		
254,400	315,400	203,600	279,000	148,500	208,400	237,300	302,900
		205,500	280,900	150,100	210,700	238,900	304,100
						240,500	305,300
		207,500	282,600	151,600	212,900	242,100	306,500
		209,400	283,900	153,500	215,300		
		211,300	285,200	155,400	217,700	243,600	307,600
		213,200	286,500	157,400	220,100	245,100	308,700
						246,600	309,800
		215,100	287,500	159,200	222,400	248,100	310,900
		217,100	288,800	161,300	225,300		
		219,100	290,100	163,500	228,200	249,700	312,100
		221,100	291,400	165,600	231,100	251,200	313,200
						252,700	314,300
		222,900	292,800	167,800	233,800	254,200	315,400
		224,900	294,100	170,200	236,600		
		226,900	295,400	172,500	239,400		
		228,900	296,700	174,800	242,200		
		230,700	297,900	176,900	245,100		
		232,700	299,200	179,000	247,800		
		234,700	300,500	181,100	250,500		
		236,700	301,800	183,200	253,200		
		238,600	302,900	185,200	256,000		
		240,100	304,100	187,000	258,400		
		241,600	305,300				

に改める。

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円 135,700	円 185,100

に改める。

255,200	342,200	291,800	376,000
259,000	345,500	295,500	378,800
		299,200	381,600
		302,900	384,400
262,600	348,600	306,700	387,300
266,600	351,800	310,600	389,900
270,600	355,000	314,500	392,500
274,600	358,200	318,400	395,100
278,500	361,300	322,100	397,500
282,500	365,000	325,100	399,800
286,500	368,700	328,100	402,100
290,500	372,400	331,100	404,400
294,300	376,000	334,200	406,800
297,900	378,800	336,800	408,900
301,500	381,600	339,400	411,000
305,100	384,400	342,000	413,100
308,800	387,300		
312,600	389,900		
316,300	392,500		
320,000	395,100		
323,600	397,500		
326,500	399,800		
329,300	402,100		
332,100	404,400		
335,000	406,800		
337,400	408,900		
339,800	411,000		
342,200	413,100		

別表第三イの表中

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円 237,700	円 323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円 235,200	円 322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400

165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200

別表第三口の表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500

144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800

206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100

223,600	271,300	311,700	338,500	192,100	230,300	266,600	298,600
224,600	272,600	313,000	339,200	193,500	231,900	268,400	300,400
225,600	273,900	314,300	339,900	194,900	233,500	270,200	302,200
226,700	275,200	315,600	340,600	196,300	235,100	272,000	304,000
				197,500	236,800	273,700	305,700
				198,800	238,400	275,400	307,400
				200,100	240,000	277,100	309,100
				201,400	241,600	278,800	310,800
				202,600	243,100	280,500	312,600
				203,800	244,600	282,200	314,300
				205,000	246,100	283,900	316,000
				206,200	247,600	285,600	317,700
				207,500	249,000	287,300	319,200
				208,600	250,600	289,000	320,800
				209,700	252,200	290,700	322,400
				210,800	253,800	292,400	324,000
				211,900	255,400	293,900	325,500
				212,900	256,800	295,500	326,800
				213,900	258,200	297,100	328,100
				214,900	259,600	298,700	329,400
				215,900	260,900	300,100	330,500
				216,900	262,300	301,600	331,600
				217,900	263,700	303,100	332,700
				218,900	265,100	304,600	333,800
				219,900	266,300	306,200	334,700
				220,800	267,600	307,600	335,700
				221,700	268,900	309,000	336,700
				222,600	270,200	310,400	337,700

に改める。

177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800

別表第三八の表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500

円	円	円	円	222,400	251,400	296,600	324,300
153,300	180,500	229,300	254,700	223,900	252,900	298,100	325,800
154,700	182,600	231,100	255,900	225,400	254,400	299,600	327,300
156,200	184,700	232,900	257,200	226,700	255,900	301,000	328,600
157,600	186,800	234,700	258,500	228,200	257,500	302,400	330,000
159,000	188,900	236,300	259,800	229,700	259,100	303,800	331,400
160,500	191,300	237,800	261,200	231,200	260,700	305,200	332,800
162,000	193,600	239,300	262,600	232,600	262,400	306,700	334,300
163,500	195,900	240,800	264,000	234,000	264,000	308,100	335,700
164,800	198,300	242,200	265,500	235,400	265,600	309,500	337,100
166,500	199,700	243,600	266,900	236,800	267,200	310,900	338,500
168,100	201,100	245,000	268,500	238,300	268,800	312,300	339,700
169,700	202,500	246,400	270,100	239,700	270,400	313,700	341,100
171,200	203,900	247,700	271,700	241,100	272,000	315,100	342,500
173,200	205,400	249,000	273,300	242,500	273,600	316,500	343,900
175,200	206,900	250,300	274,900	243,900	275,200	317,700	345,100
177,200	208,400	251,600	276,500	245,300	276,700	319,000	346,400
179,400	209,800	252,800	278,100	246,700	278,200	320,300	347,700
181,500	211,300	254,200	279,600	248,100	279,700	321,600	349,000
183,600	212,800	255,600	281,100	249,400	281,300	322,900	350,200
185,700	214,300	256,900	282,600	250,900	282,800	324,200	351,400
187,800	215,700	258,200	284,200	252,400	284,300	325,500	352,600
190,000	217,400	259,600	285,800	253,900	285,800	326,800	353,800
192,200	219,100	261,000	287,400				
194,400	220,800	262,400	289,000				
196,500	222,300	263,900	290,400				
197,800	224,000	265,500	292,200				
199,100	225,700	267,100	294,000				
200,400	227,400	268,700	295,800				

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

2 1

この規程による改正後の埼玉県病院局職員給与規程(以下「改正後の給与規

(施行期日等)  
附 則

別表第八口の表中「61,000」を「62,000」に改める。

239,700	268,800	312,300	339,700	201,600	229,200	270,300	297,400
241,000	270,400	313,700	341,100	202,900	230,700	271,900	299,100
242,300	272,000	315,100	342,500	204,200	232,200	273,500	300,800
243,600	273,600	316,500	343,900	205,500	233,700	275,100	302,500
244,900	275,200	317,700	345,100	206,800	235,200	276,700	304,000
246,200	276,700	319,000	346,400	208,100	236,600	278,200	305,600
247,500	278,200	320,300	347,700	209,400	238,000	279,700	307,200
248,800	279,700	321,600	349,000	210,700	239,400	281,200	308,800
250,000	281,300	322,900	350,200	212,100	240,700	282,800	310,400
251,300	282,800	324,200	351,400	213,500	242,000	284,300	312,000
252,700	284,300	325,500	352,600	214,900	243,300	285,800	313,600
254,100	285,800	326,800	353,800	216,300	244,600	287,300	315,200
				217,500	245,800	288,900	316,800
				218,900	247,100	290,500	318,300
				220,300	248,400	292,100	319,800
				221,700	249,700	293,700	321,300
				223,100	251,000	295,100	322,800
				224,600	252,400	296,600	324,300
				226,100	253,800	298,100	325,800
				227,600	255,200	299,600	327,300
				228,900	256,600	301,000	328,600
				230,300	258,100	302,400	330,000
				231,700	259,500	303,800	331,400
				233,100	260,900	305,200	332,800
				234,400	262,400	306,700	334,300
				235,700	264,000	308,100	335,700
				237,000	265,600	309,500	337,100
				238,300	267,200	310,900	338,500

に改める。

程」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(改定日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日(以下「改定日」という。)からこの規程の施行の日(附則第五項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の埼玉県病院局職員給与規程(附則第五項において「改正前の給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。

(改定日前の異動者の号給の調整)

4 改定日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(地域手当に関する経過措置)

6 次の表の上欄に掲げる改正後の給与規程の適用については、改定日から当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項第一号	百分の七	百分の七を超えない範囲内で別に定める割合
第七条第二項	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で別に定める割合

7 埼玉県病院局職員給与規程別表第九の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とさ

れている職又はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして管理者が定める職にある職員に対する改正後の給与規程第七条第二項の適用については、前項の規定にかかわらず、改定日から当分の間、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の十」とする。

(給料の内払)

8 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

# 告示

## 埼玉県告示第千八百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日  
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ICCHシニア  
サロン川越

三 代表者の氏名  
山家 激

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市上戸新町二十七番地二

五 定款に記載された目的  
この法人は、主に高齢者に対し、いつまでも心身ともに健康でいられるように情報技術・地域社会・協働(共同)をテーマにした事業を繰り広げ、すべての人々がしあわせに暮らせる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名 称	開設者名	所 在 地	指 定 年 月 日
石丸安世記念 熊谷ディアベテスクリニック	石丸 安 明	熊谷市玉井南一―一	平成十九年十一月 一日
武 井 眼 科 医 院	武 井 美 恵 子	川口市前川一―一―一―二〇二九	平成十九年 十月 十九日
え ん ど う 眼 科	遠 藤 哲 治	川口市栄町一―二―二―シティデュオタワー川口二階二〇七	平成十九年十二月 三日
所 沢 慈 光 病 院	医 療 法 人 社 団 幸 悠 会	所沢市北中一―二二八	平成十九年十二月 三日
医療法人新医療会 小手指天望病院	医 療 法 人 新 医 療 会	所沢市東狭山ヶ丘四―二六八―二	平成十九年十二月 一日
東 所 沢 ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 社 団 志 光 会	所沢市東所沢一―三―一―〇お茶の水一号館二階	平成十九年十一月 一日
宏 仁 会 高 坂 醫 院	医 療 法 人 社 団 宏 仁 会 小 川 病 院	東松山市西本宿一七五九―一	平成十九年 十月 十五日
医療法人稲子平野医院	医 療 法 人 稲 子 平 野 医 院	羽生市稲子二六	平成十九年 四月 一日
羽 生 ア イ ク リ ニ ッ ク	藤 岡 秀 彰	羽生市川崎二―二八―三イオンモール羽生二F	平成十九年十一月二十七日
医療法人財団ヘリオス会 ヘリオスクリニック	医 療 法 人 財 団 ヘ リ オ ス 会	鴻巣市本町一―一―三三三階	平成十九年十二月 七日
西 村 ハ ー ト ク リ ニ ッ ク	西 村 昌 雄	上尾市柏座三―一―四八パーク上尾参番館四〇三	平成十九年 十月 一日
や つ か 耳 鼻 咽 喉 科	井 上 さ と 美	草加市谷塚町九六―一〇	平成十九年十一月 十六日
越 谷 こ こ ろ ク リ ニ ッ ク	山 田 雄 弘	越谷市赤山本町二―一五 OZ E K I 二階	平成十九年十一月 十九日
な お あ き ク リ ニ ッ ク	池 田 直 弥	朝霞市仲町一―二―三二	平成十九年十一月 七日
柳瀬川優心クリニック	中 島 正 良	志木市館二―六―一ベアクレセントビル三F	平成十九年十一月 一日
くぼた耳鼻咽喉科クリニック	久 保 田 修	入間郡越生町越生東二―七―九	平成十九年十二月 一日
は し だ 歯 科 医 院	橋 田 望	川口市朝日二―六―二エクレール朝日町一F	平成十九年十一月二十二日
エンゼル歯科医院	井 上 昌 太	狭山市富士見一―一―七丸喜ストア二F	平成十九年十一月 一日
しまむら歯科クリニック	島 村 卓 也	越谷市平方二八五六―一	平成十九年十一月二十日
藤 原 歯 科 医 院	藤 原 基	越谷市相模町一―一五五	平成十九年十一月二十七日
幸町歯科口腔外科医院	宮 本 日 出	志木市幸町一―二―一六	平成十九年十一月 八日
パール歯科医院	平 塚 智 裕	新座市栗原六―三―一〇サンプリリアントアズマド一F	平成十九年十一月 十一日



二 指定施術者

めぐみ歯科クリニック	森田 恵	比企郡鳩山町松ケ丘三二〇一〇	平成十九年十一月十五日
ドレミ薬局薬師堂店	有限会社テイイー・エム	熊谷市広瀬二二四一	平成十九年十一月二十四日
西所沢調剤薬局	有限会社西所沢調剤薬局	所沢市西所沢一八一五	平成十九年十一月一日
そよ風薬局小手指店	メデイカルファーマシー株式会社	所沢市小手指元町三二二一三六	平成十九年十二月一日
ヴェルペン川寺薬局	株式会社ヴェルペンファルマ	飯能市川寺四七三二五	平成十九年十二月三日
薬局 高坂	薬樹株式会社	東松山市西本宿一六九五二	平成十九年十一月一日
薬局 キューピーファーマシー	清水 治朗	春日部市下蛭田二六二二五	平成十九年十一月十二日
つばさ薬局	株式会社わかば	羽生市川崎二二八一三イオンモール羽生二F	平成十九年十二月一日
黒沢薬局滝馬室店	株式会社黒沢薬局	鴻巣市滝馬室九八五一一	平成十九年十二月五日
いるか薬局	有限会社アイエスメデイカル	鳩ヶ谷市坂下町一一二二四	平成十九年十一月十九日
明倫堂薬局	イントロン株式会社	坂戸市四日市場四七七一一	平成十九年十一月七日
グループホームあかつき	有限会社相模テクノ	大里郡寄居町鉢形三一七八一八	平成十九年十二月一日

氏名	住 所	施 術 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
田村 卓		たむら鍼灸整骨院	熊谷市中央二一五九	平成十九年十一月二十六日
壺倉 彰		氷川町整骨院	草加市氷川町二三四一〇プラザ氷川二F	平成十九年十一月一日
重信 武志		たけし接骨院	草加市松原五七二二	平成十九年十一月十五日
鈴木 昭彦		永瀬接骨院	鳩ヶ谷市坂下町三三三三三二	平成十九年十一月五日
西中 孝行		ひかり鍼灸整骨院	川越市砂九一五一六	平成十九年十一月五日
近藤 哲弥		エールケア治療院	熊谷市新堀一一三五三三	平成十九年十一月十六日
百武直樹		在宅療養マッサージの一隣堂	東京都渋谷区代々木一五四一一パルナス代々木二二	平成十九年十一月二十二日

埼玉県告示第千八百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年十二月二十五日

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
もろおか歯科	所在地	本庄市西五十子八五一	本庄市五十子二一〇
市川歯科診療所	所在地	熊谷市新堀新田三八六	熊谷市籠原南二二二

埼玉県知事 上田清司

二 指定施術者

医療法人社団泰史会 小林クリニク	所在地	本庄市朝日町二九九七 一	本庄市朝日町二一五 八
鈴木薬局	所在地	川口市伊刈五七一 一	川口市芝高木一七 七
ウエルシア薬局 本庄西五十子店	所在地	本庄市西五十子五八	本庄市五十子二一五 五
さかぐち 歯科医院	所在地	本庄市けや木一五 三	本庄市朝日町三 七
有限会社 ミカド薬局	所在地	熊谷市新堀新田四七 二	熊谷市籠原南三 一八

氏名	変更事項	変更前	変更後
関口裕二	所在地	入間郡毛呂山町長瀬二四 五	入間郡毛呂山町南台五 一
小林陸奥夫	所在地	熊谷市新堀新田五〇 二	熊谷市籠原南三 一〇
小野祐二	所在地	鳩ヶ谷市坂下町三 二	川口市安行北谷五九 五

埼玉県告示第千八百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療

機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
武井眼科医院	川口市前川一 一	平成十九年 十月 十九日
やつか耳鼻咽喉科 グループホーム あかつき	草加市谷塚町二二 一	平成十九年十一月 十六日
西所沢調剤薬局	所沢市西所沢一 一八	平成十九年 十月三十一日

柳瀬川優心 クリニク	志木市館二一六 一	ペアク 平成十九年十一月 一日
西村ハート クリニク	上尾市柏座三一 一	四八 平成十九年 十月 一日
医療法人平野病院	羽生市稲子二六	平成十九年 四月 一日
石丸病院	熊谷市玉井南一 一	平成十九年 十月三十一日
医療法人社団常樹会 エンゼル歯科	狭山市富士見一 一	七 平成十九年十一月 一日
医療法人興陽会 越谷中村病院	越谷市大成町二 一	三 平成十九年十一月 十五日
宏仁クリニク	東松山市元宿二 一	〇 八 平成十九年 十月 十五日
弥栄歯科医院	越谷市弥栄町三 一	二 平成十九年十一月 十五日
新越谷西口 歯科医院	越谷市南越谷四 一	一 四 平成十九年十一月 十五日
東所沢クリニク	所沢市東所沢一 一	〇 平成十九年 十月三十一日
医療法人社団愛友会 三郷中央クリニク	三郷市幸房一 一	七 五 三 平成十九年 九月 一日
薬局 高坂	東松山市西本宿一 六	九 六 三 平成十九年 十月三十一日

埼玉県告示第千八百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療

機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
渡辺歯科医院	北葛飾郡栗橋町伊坂四 六	九 五 平成二十年 一月 一日

埼玉県告示第千八百六十八号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
柳瀬川優心クリニック	志木市館二一六一一ベアクレセントビル三F	中 島 正 良	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十一月一日
菱 沢 齒 科 医 院	久喜市本町五六一〇 起ビル二階	医 療 法 人 一 和 会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年十一月一日
た ま 家 相 談 薬 局	草加市両新田東町一〇八 サンコーシティ内	株 式 会 社 慧 ワ ー ル ド	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年八月一日
介護老人保健施設三郷ケアセンター	三郷市南蓮沼二六〇―二	医 療 法 人 社 団 愛 友 会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成十九年十月一日
訪問介護ステーションほほえみ	川口市前川四―三四―一	株 式 会 社 ト ー タ ル サ ポ ー ト	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年十一月八日
シルバーホクソンデイサービスふあいん東領家	川口市東領家三―二三―三	株 式 会 社 シ ル バ ー ホ ク ソ ン	介護予防通所介護 通所介護	平成十九年十二月一日
デイサービスビズ道	蕨市南町二一八―一四 ローズマンション二F	有 限 会 社 マ キ シ マ ム	介護予防通所介護	平成十九年十二月一日
ケアパートナー草加	草加市長栄町七九―一 コンフォートフェリシア一階	ケ ア パ ー ト ナ ー 株 式 会 社	居宅介護支援	平成十九年十二月五日
居宅介護支援センターみささ	戸田市笹目三―八―一三セヴンスけやき一F	さくらケアサービス株式会社	居宅介護支援	平成十九年十一月二十一日
埼玉ライフケアサービスわこう居宅介護支援事業所	和光市本町一四―四―一 ル・モンテ和光二〇七	株 式 会 社 埼 玉 ラ イ フ ケ ア サ ー ビ ス	居宅介護支援	平成十九年十一月八日
セントケアアイY和光	和光市丸山台一―九―三	セ ン ト ケ ア 東 京 株 式 会 社	居宅介護支援	平成十九年十一月十二日
生活支援センター向陽	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	社 会 福 祉 法 人 育 心 会	介護予防訪問介護	平成十九年十一月三十日

医療法人新医療会 小手指大望短期入所生活介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六八―二	医療法人新医療会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年十二月 一日
医療法人新医療会 所沢明生通所介護事業所	所沢市山口五二五七―三	医療法人新医療会	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年十二月 一日
アースサポート西多摩株式会社	入間市二本木九九七―二	アースサポート西多摩株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成十九年十二月 一日
熊谷市社協熊谷南部居宅介護支援事業所	熊谷市江南中央一―一	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成十九年 九月 一日
彩西ケアプランセンター 鳩山	比企郡鳩山町泉井四九五―五	特定非営利活動法人彩西ナーシングケア	居宅介護支援	平成十九年十一月二十二日
彩西療養通所介護 鳩山	比企郡鳩山町泉井四九五―五	特定非営利活動法人彩西 ナーシングケア	通所介護	平成十九年十一月二十二日
介護サービスピスマわり	行田市長野四―九―〇パークハイムA棟一〇五号室	特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり	訪問介護	平成十九年十一月 十六日
介護 支援 ひまわり	行田市長野四―九―〇パークハイムA棟一〇五号室	特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり	介護予防訪問介護	平成十九年十一月 十六日
秩父市ヘルパーステーション	秩父市蒔田一九七七	社会福祉法人秩父市社会福祉事業団	訪問介護	平成十九年十一月 一日
秩父市社会福祉事業団居宅介護支援事業所	秩父市蒔田一九七七	社会福祉法人秩父市社会福祉事業団	介護予防訪問介護	平成十九年十一月 一日
指定居宅介護支援事業所カントリーハーベスト	秩父市石戸宿五―二三六	医療法人 誠昇会	居宅介護支援	平成十九年 十月 一日
居宅介護支援フロラー幸手	幸手市東二―四一―一〇	株式会社関東メディアカル・ケア	居宅介護支援	平成十九年十二月 一日
コンサージユ鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷三七―ガーデンハイツB二〇一号室	株式会社サンエイパートナーサービス	居宅介護支援	平成十九年十一月 十四日
コンサージユ鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷三七―ガーデンハイツB二〇一号室	株式会社サンエイパートナーサービス	訪問介護	平成十九年十一月 十四日
あずみ苑 吉川	吉川市保九三一―一	株式会社レオパレス21	介護予防訪問介護	平成十九年十一月 一日
杉戸ケアセンターそよ風	北葛飾郡杉戸町下高野二八二八―一	株式会社メデカジャパン	通所介護	平成十九年十一月 一日
グループホームあずみーる	東松山市松葉町二―五―三七	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年 八月 一日

小規模多機能型居宅介護あすみーる	東松山市松葉町二―五―三七	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護	平成十九年 八月 一日
小規模多機能ホームひがしまつやま寿苑	東松山市柏崎六二八―一	社会福祉法人一寿会	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年十二月 五日
グループホームひがしまつやま寿苑	東松山市柏崎六二八―一	社会福祉法人一寿会	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年十二月 五日
訪問介護千の風	春日部市豊町二―七―三八	株式会社千の風	介護予防訪問介護	平成十九年十二月 一日

埼玉県告示第千八百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。  
平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
悠久園居宅介護支援センター	所在地 入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	居宅介護支援
大塚 歯科 医院	所在地 熊谷市本石一―一六―三	熊谷市本石一―一六―三	熊谷市本石一―一六―三	居宅療養管理指導
西 所 沢 調 剤 薬 局	所在地 所沢市西所沢一―一八―六	所沢市西所沢一―一八―五	所沢市西所沢一―一八―五	介護予防居宅療養管理指導
薬 局 高 坂	所在地 東松山市西本宿一六九六―三	東松山市西本宿一六九五―二	東松山市西本宿一六九五―二	居宅療養管理指導
悠久園短期入所支援センター	所在地 入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	短期入所生活介護
蒔田デイサービスセンター	名称 ほのぼのマイタウン	ほのぼのマイタウン	蒔田デイサービスセンター	通所介護
悠久園デイサービスセンター	所在地 入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	介護予防通所介護
生活支援センター向陽	所在地 入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	介護予防通所介護
特別養護老人ホーム悠久園	所在地 入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町長瀬一―三五―一	入間郡毛呂山町南台五―三八―五	訪問介護
				介護老人福祉施設

小手指天望通所リハビリテーション事業所	名称	所沢明生通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
グループホーム あかつき	所在地	所沢市山口五二五七―三	介護予防通所リハビリテーション 訪問看護
デイサービスセンター やまぶき	所在地	大里郡寄居町西ノ入一七九九―一	介護予防訪問看護
レモン薬局 伊奈店	所在地	本庄市朝日町三三二四	通所介護
グループホームやまぶき	所在地	北足立郡伊奈町小室三八九―五	介護予防通所介護
		本庄市朝日町一―四―三	居宅療養管理指導
		本庄市朝日町一―四―三	介護予防居宅療養管理指導
		北足立郡伊奈町小室三七五―五	認知症対応型共同生活介護
		本庄市朝日町一―四―三	介護予防認知症対応型共同生活介護

埼玉県告示第千八百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
所沢明生居宅介護支援事業所	所沢市山口五〇九五	居宅介護支援	平成十九年十一月一日

埼玉県告示第千八百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
三郷順心腎クリニック	三郷市幸房一一七五―三笹原産業本社ビル一階	訪問看護	平成十九年九月一日
医療法人平野病院	羽生市稲子二六	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年四月一日

弥 栄 齒 科 医 院 新 越 谷 西 口 齒 科 医 院 医療法人社団常樹会 エンゼル歯科	越谷市弥栄町三―四三―一二一 越谷市南越谷四―一―四リーベビル二階 狭山市富士見一―一―七	居室療養管理指導 居室療養管理指導 居室療養管理指導	平成十九年十一月十五日 平成十九年十一月十五日 平成十九年十一月一日
ほ の ぼ の マ イ タ ウ ン	秩父市蒔田一九七七	介護予防居室療養管理指導 訪問介護 居室介護支援 介護予防訪問介護	平成十九年 十月三十一日
グ ル ー プ ホ ー ム 育 進	児玉郡上里町三町八三三―一八	認知症対応型共同生活介護 訪問介護	平成十八年十二月二十八日 平成十九年十一月三十日
お ひ さ ま 介 護 サ ー ビ ス 戸 田	戸田市新曾二二二八―六広野ビル二〇三	介護予防訪問介護	
訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 育 進	児玉郡上里町嘉美八二三―一八	訪問介護	平成十九年十一月一日
居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 育 進	児玉郡上里町嘉美八二三―一八	居室介護支援	平成十九年十一月一日
柳 瀬 川 優 心 ク リ ニ ッ ク	志木市館二―六―一―一 ペアクレセントビル三F	訪問看護 訪問リハビリテーション 居室療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問看護 介護予防訪問看護 介護予防居室療養管理指導	平成十九年十一月一日
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 育 進	児玉郡上里町七本木二八六七―七	通所介護	平成十九年十一月一日

埼玉県告示第千八百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田(ベイシア電器棟)

行田市大字持田字越後島七百三十の一外

埼玉県知事 上田 清 司

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千五百平方メートル

(変更後) 二千三百七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、四八三台

ベイシア電器棟の駐車場 位置 図面省略 収容台数 一一四台

(変更後) 共用駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、五五〇台

ベイシア電器棟の駐車場 位置 図面省略 収容台数 一七七台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場四 位置 図面省略 収容台数 四三台  
 (変更後) 駐輪場四 位置 図面省略 収容台数 四三台  
 駐輪場五 位置 図面省略 収容台数 二三台  
 合計 六六台

荷さばき施設の位置及び面積  
 (変更前) 荷さばき施設三 位置 図面省略 四三平方メートル  
 (変更後) 荷さばき施設三 位置 図面省略 四三平方メートル  
 荷さばき施設四 位置 図面省略 四三平方メートル  
 合計 八六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 廃棄物保管施設三 位置 図面省略 二〇立方メートル  
 (変更後) 廃棄物保管施設三 位置 図面省略 二二立方メートル  
 廃棄物保管施設四 位置 図面省略 七立方メートル  
 合計 二九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) ベイシア電器 午前九時から午後九時  
 (変更後) ベイシア電器 午前九時から午後九時  
 オートアールズ 午前十時から午後八時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (変更前) 位置 図面省略 出入口の数 一五箇所  
 (変更後) 位置 図面省略 出入口の数 一九箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 荷さばき施設三 午前九時から午後四時  
 (変更後) 荷さばき施設三 午前九時から午後四時  
 荷さばき施設四 午前九時から午前十時

変更年月日  
 平成二十年八月十五日

届出年月日  
 平成十九年十二月十四日

縦覧期間  
 平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
 埼玉県東部産業労働センター  
 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間  
 平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先  
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十二月二十五日  
 埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	坂本忠雄	行田市大字南河原二六九七番地二	
同	吉野利行	同 犬塚五四五番地	
同	今村五郎	同 南河原九二〇番地	
同	中丸伊佐夫	同 二六六九番地	
同	吉野重雄	同 二六七五番地	
同	吉野三三	同 二六九七番地	
同	吉野勝伸	同 北河原九八番地	
同	吉野清隆	同 北河原九八番地	
同	細井清隆	同 犬塚六八二番地	
同	新島和子	同 六二四番地一	
同	吉田孫兵衛	同 北河原二二二番地	
同	吉田勇次郎	同 酒巻一八四番地	
同	石川敏雄	同 一八八五番地	



理事 栗原重行 行田市大字酒卷一九四八番地  
 同 細谷昇 同 同 一九七〇番地二  
 監事 坂本芳造 同 同 南河原七三二番地  
 同 大屋寛 同 同 犬塚七〇三番地

職名 氏名 住所

理事 坂本忠雄 行田市大字南河原二六九七番地二  
 同 吉野利行 同 同 犬塚五四五番地  
 同 家中浩 同 同 酒卷一九〇六番地一  
 同 中丸伊佐夫 同 同 南河原二六六九番地  
 同 今村五郎 同 同 九二〇番地  
 同 村田次男 同 同 二六七四番地  
 同 長島秋男 同 同 二七〇七番地  
 同 吉田勝伸 同 同 北河原九八番地  
 同 細井清隆 同 同 犬塚六八二番地  
 同 新島和子 同 同 同 六二四番地一  
 同 栗原道広 同 同 酒卷一九六八番地一  
 同 秋山経夫 同 同 同 一八七〇番地  
 同 吉田孝雄 同 同 北河原八〇番地  
 同 矢野進助 同 同 酒卷一八七七番地  
 同 坂本芳造 同 同 南河原七三二番地  
 同 大屋寛 同 同 犬塚七〇三番地

埼玉県告示第千八百七十四号

縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十九年十二月二十六日から

平成二十年一月二十九日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、比企郡滑川町内田雄三ほか十九人からの羽尾表前土地改良区設立認可申請を平成十九年十二月二十日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業(区画整理事業)計画書及び定款の写しを次のとおり

埼玉県告示第千八百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
住居野―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
住居野―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
住居野―3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
高牛	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
加古山	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下鳥羽―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下鳥羽―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
手津久	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

宮本 —2	住居野 —2	住居野 —1	寺内	平—3	平—2	秩父瀬	満所—2	満所—1	桜城—2	桜城—1	寺内
平面図等を埼玉県本庄 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小倉沢 1	小倉沢	坊沢 1	坊沢	幹沢川 右3	幹沢川 右2	幹沢川 右1	幹沢川 1	幹沢川	上鳥羽— 2	上鳥羽— 1
平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浜の谷沢	鳥羽沢支溪2	鳥羽沢支溪1	池尻沢右1	池尻沢1	池尻沢	桜木沢南	桜木沢北	鳥羽沢	加古山沢	高牛川支溪	中沢
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二

土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高牛川	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
高牛川支溪西	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
高牛川支溪北	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
下宇那室川	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
下鳥羽川	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
住居野—1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
住居野—2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
住居野—3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

桜城—1	寺内	手津久	下鳥羽—2	下鳥羽—1	加古山	高牛
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

住居野—1	寺内	平—3	平—2	秩父瀬	満所—2	満所—1	桜城—2
平面図等を埼玉県に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

幹沢川右1	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
幹沢川1	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
幹沢川	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
上鳥羽—2	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
上鳥羽—1	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
宮本—2	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
住居野—2	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

加古山沢	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
高牛川支溪	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
中沢	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
小倉沢1	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
小倉沢	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
坊沢	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
幹沢川右3	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面向等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥羽沢支溪1	池尻沢右1	池尻沢1	池尻沢	桜木沢南	桜木沢北	鳥羽沢
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥羽沢支溪2	浜の谷沢	高牛川支溪西	高牛川支溪北	下鳥羽川
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第千八百七十六号

越谷市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該

埼玉県告示第千八百七十七号

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百七十八号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百七十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第三項の規定により、上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月二十五日  
埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称  
上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

事業計画認可から平成二十三年八月末日まで

三 施行地区

上尾市上町一丁目的一部  
上尾市宮本町の一部

三 事務所所在地

上尾市仲町一丁目七番八号

四 設立認可の年月日

平成十八年十一月十七日

五 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十年一月二十三日

六 事業計画の認可の年月日  
平成十九年十二月二十五日

埼玉県告示第八百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令飯整第一八〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十九日第九十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町若山三丁目二七番  
六、二九番一〇、一一、一三、三三番

七、八、三三番六の一部、町道三二七

七号線の一部、水路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
入間郡毛呂山町大字長瀬八一番地

七  
有限会社 栄幸土地開発  
代表取締役 小池 好幸

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令飯整第一九〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十八日

飯整第一九〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西大久保字陣屋裏一〇七番三、一〇八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字西大久保七五一  
峯岸 進

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十二月五日

第一九〇一二四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十八日

第一九〇一四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字一ノ谷一〇

三一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字東平一一二番地四  
長岡 幸子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年九月二十八日  
 第一九〇〇八〇〇号  
 二 検査済証番号

平成十九年十二月十八日  
 第一九〇一三六号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字須江字鳥木二六一  
 一三、字タイカウ二八九―三の一部、  
 二八九―四の一部  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 富士見市東大久保六五七―三  
 上坪 エキ

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十六号

平成十九年十二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲 史

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成十九年十二月十七日	大里郡寄居町大字寄居字中道百七十一番地九	五・〇〇	十五・三二	大里郡寄居町大字桜沢八百八十八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十二号

平成十九年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 次木杉戸線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	北葛飾郡杉戸町大字椿二九九番地先から 同郡同町大字椿四九二番一地先まで		六・七〇	七二七・五三	道路改築工事である
新A			六・七〇		
新B			一四・一二		
			一一・五四	四八二・一三	



埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一号	平成十九年十二月十日	鷲宮町桜田三丁目一番地一 (対象区域面積九、六五九・八〇平方メートル)	埼玉県杉戸県土整備事務所開発建築担当

埼玉県病院事業告示第三十五号

平成十九年埼玉県病院事業告示第三十号(WTOに基づく一般競争入札告示)は取り消す。

平成十九年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

発行日	購読料金	発行者	印刷所
毎週 火曜日・金曜日	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)
		埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)	
		埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)	